

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2)			
日 時	平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日 (金)	開 議	午前 1 0 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 5 5 分
場 所	第 1 委員会室 (書類審査) 及び第 2 委員会室 (総括質疑)		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	酒井 (隆行) 委員長、松田副委員長、高橋 (龍) ・酒井 (隆裕) ・ 齊藤 ・中村 (吉宏) ・面野 ・小貫 ・山田各委員		
説 明 員	市長、教育長、前田監査委員、副市長、水道局長、総務・ 財政・産業港湾 ・生活環境 ・医療保険 ・福祉 ・建設 ・教育 ・ 病院局小樽市立病院事務各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者 (菊池監査委員欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

このたび、決算特別委員長に就任させていただきました酒井隆行でございます。大事な審議がスムーズに進みますよう、努力してまいりたいと思いますので、委員並びに説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には松田委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に面野委員、小貫委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。中村誠吾委員が高橋龍委員に、佐々木委員が面野委員に、新谷委員が小貫委員にそれぞれ交代いたしております。

過日開催されました理事会において、別紙お手元に配付のとおり審査日程が決定いたしましたことを御報告申し上げます。

継続審査案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。これより、書類閲覧のため、当委員会を秘密会にいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

(秘密会)

○委員長

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午後 1 時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、これより総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、民進党、公明党、共産党の順といたします。

自民党。

○山田委員

◎決算審査意見書のグラフについて

それでは、私から2項目についてお聞きします。

まず、監査委員の意見書があります。この3ページに載っている単年度収支の推移、これを見ると、なかなか、昨年度と比べると、ことしが落ち込んでいる、こういうようなグラフがあります。

グラフについて、どのような考え方でこういうふうになったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○(財政) 財政課長

ただいまの監査意見書のグラフの関係ですけれども、単年度収支につきましては、単年度収支の計算としては当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものになります。この実質収支の中には前年度以前の決算の

黒字の累積である剰余金などが繰越金として歳入にも含まれておりますので、これを除いて当該年度のみ収支を捉えたものという形になります。一方、各年度において、どうしても歳入部分と歳出部分の状況が異なってきておりますので、各年度によっては、このように単年度収支が増減するという事は、通常の財政上の決算上でもあり得ることだというふうに認識しております。

○山田委員

要するに、平成27年度と28年度を足して2で割れば、ある程度、プラスのグラフになるということによろしいですか。

○（財政）財政課長

平成27年度の黒字の要素の部分とかも、その黒字の要素を引き継いだ上で、今度は28年度という形になりますので、大体近いような形になると思うのですが、特に28年度についてはいろいろ、地方消費税とかも前年度と比べて削減になっていたりとか、あと、国勢調査人口の落ち込みなどによる交付税、実質的な交付税の部分が落ちているような要素とかもある中でも、例えば歳出関係について、超過交付の返還金が2億1,000万円ふえるようなところとか、いろいろ増額の要素等もありまして、歳入の伸びより実質的に歳出のほうが、それを上回る形でふえていたということから、単年度収支としては今回は赤字になっております。

○山田委員

これだけ見ると、やはり平成28年度が赤字になったということで、とても、一瞬見ただけで少し心配したわけなのですが、ある程度そういう形でプラスに転じる、そういうのはよくわかりました。

◎不納欠損について

それで次に、不納欠損について伺いたいと思います。

歳入の部分で不納欠損が比較増減で327万6,140円、比率で4.1%になりますけれども、前年度対比でマイナスとなった理由をお聞かせ願いたいと思います。

○（財政）齊藤主幹

委員御指摘のとおり、一般会計の不納欠損額合計は平成27年度8,058万1,208円に対しまして28年度は7,730万5,068円となりまして、結果として327万6,140円の減となっております。

この主な理由といたしましては、費目別に見ますと、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料など、それぞれわずかではありますが、実は増となっているのですけれども、諸収入の不納欠損額が大きく減となっていることから全体の不納欠損額の減につながっているものであります。

諸収入減の主な要因といたしましては、生活保護費返還金収入の不納欠損額の減、これが主な要因となっております。

○山田委員

それでは、諸収入の中の雑入の部分で、生活保護費返還金、これについてはどのようにになっているのか、お聞かせいただけますか。

○（福祉）生活支援第2課長

生活保護費の不納欠損の中身についての御質問なのですが、保護受給者の方々に毎月支給しております生活保護費というのは、原則、月の初めに前払いで支給しておりますので、さまざまな理由により、過支給が生じてしまうケースがございます。そうした保護費は返還していただくことになるわけですが、中には返還前に受給者の方が死亡したなどの理由で返還をいただかず、5年を経過したために不納欠損の処理をさせていただいたものがございます。

主な保護費の過支給の発生理由につきましては、主なものを挙げますと、遡及して年金がもらえるようになったとか、土地や家屋などの資産収入が入ったとか、あとは生命保険の解約返戻金が入ったなどにより、資力が生じる

時期までさかのぼって保護費を返還していただくというものでございます。

○山田委員

ある程度、そういう理由により、返還金の収入が減ったということですね。

◎市税について

それでは、市税に関して何点かお聞きします。

市税の増減でいくと、平成27年度、28年度の比較、これの税の滞納の内容など、比較と内容などをお聞かせ願いたいと思います。

○（財政）納税課長

委員が御質問の平成27年度、28年度の税収の比較につきまして、主な税目でよろしいでしょうか。

それでは、主な税目について、お話しさせていただきますと、まずは個人市民税。27年度の収入額約43億3,573万6,000円、これに対し28年度の収入額が約42億9,819万5,000円、収入率は約97.2%で、27年度と28年度の差額がマイナス約3,754万1,000円となっております。

続きまして、大きかったものといしまして固定資産税。これが27年度の収入が約53億105万4,000円。それに対しまして、28年度が約54億88万2,000円、収入率が約58.1%で、28年度対前年比がプラスの約9,982万8,000円となっております。

続きまして、たばこ税。こちらですが、27年度、こちらの収入額が約10億4,531万7,000円に対しまして、28年度が約10億1,089万2,000円、収入率は100%になっております。差額といしましてマイナス約3,442万5,000円。

そして大きいところといしましては、特別土地保有税。こちらが27年度の約5,921万6,000円に対しまして、28年度が約651万7,000円、収入率は約5.7%で、昨年度比がマイナス約5,269万9,000円となっております。

これを総体いしまして、27年度の総収入額、これが約133億2,241万4,000円に対しまして、28年度が約133億1,993万6,000円、収入率が約72.7%で、対前年度比較がマイナス約247万8,000円となっております。

滞納の大きい部分の内容につきましては、一番大きいものが今お話ししたとおり固定資産税の対前年度比約1億円になっております。これにつきましては、個別の内容についてはお答えできないのですが、固定資産税は市民税のように収入に対して賦課されるわけではなく、所有する不動産の価値に対してかかることから、現在のよりに景気が悪いときには滞納がふえている傾向にあるというふうに考えてございます。

○山田委員

ある程度、市民税、固定資産税、たばこ税、そういう部分がありますけれども、今回、固定資産税も平成27年度からは微増になっています。ただ、たばこ税が若干、4,000万円ぐらい減っていますが、これは何かやはり今の世相を反映して、たばこを吸わなくなった人が多いという理解でよろしいですか。

○（財政）納税課長

たばこ税の減額につきましては、当然、課税客体となる販売本数、これが減少になっているというのが顕著です。それが大きな原因と考えております。

○山田委員

それでは、今、最近インターネットでの納付もされているようですが、滞納されて、差し押さえをされたオークション、これについて主な出品や金額を、あらあらお聞かせいただけますか。

○（財政）納税課長

インターネット公売について、お答えいたします。

平成28年度につきましては、ヤフーの主催する官公庁インターネット公売に8回参加しております。

出品品目は、お酒や腕時計などの貴金属、テレビやゲームなどの家電製品や釣りざお、土地・建物など、広く出品いたしました。

出品は 8 回で、出品総数 98 件、それに対して落札総数が 81 件、これによって売却額といたしましては 192 万 8,641 円になりました。売却額に対して市税への充当額は 87 万 337 円で、売却額と市税充当額との差額は、手数料だとか、あと滞納者の方への還付へと充てております。

参考までに、最高落札額につきましては、建物つきの宅地、これが 135 万 9,900 円で落札されております。

○山田委員

そうですね、家にしてみれば、135 万円はすごく安いのかなと思います。差し押さえされた部分では、やはりある程度、オークションですから、金額については、もっと多くという話にはならないとは思いますが、市税に充当された部分もあるので、ある程度理解できました。

これから、またいろいろと、来週、後志管内でもこういうインターネットオークションがあるということですので、なるべく市税に充当するようなものも、差し押さえというのですか、充当していただければと思います。

◎引き船について

質問を変えます。次に、引き船に関連してお聞きします。

今、たていわ丸、タグボートを使っていると思いますが、現状、多分もう耐用年数とかも来ているので、その現状と、それから岸壁係留の離岸作業以外の部分、どういうことをされているのかお聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）管理課長

まず、小樽港におきます引き船たていわ丸の現状でございますけれども、平成 28 年度決算におきます係留作業につきましては、小樽港、石狩湾新港の係留作業を合わせて 256 回。また、小樽港での係留作業以外の作業の回数が 93 回、小樽港、石狩湾新港の回航ということで 89 回、作業に当たっているところでございます。また、係船岸壁の係留作業以外の係留作業ということでございますけれども、28 年度におきましてはクルーズ客船や貨物船が小樽港に入出港する際に、水先人の乗船・下船のための通船作業によるものでございます。

○山田委員

今、あらあら聞きました。係留作業が 256 回、93 回、89 回、それ以外のものということでお聞きしましたが、回航料 89 回、868 万 9,996 円、これは大体一回 10 万円ぐらいは経費としていただいているということでよろしいのですか、この決算書に載っている部分ですが、それについてお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）管理課長

回航料について、これは石狩湾新港で貨物船等の入出港を援助、補助のための作業でたていわ丸が石狩湾新港に向かったり、小樽へ帰ってきたりするための料金でございますけれども、これはそれぞれ片道一回と換算して 89 回になっておりますので、片道当たり大体、委員がおっしゃられるような金額になると考えております。

○山田委員

本当にこのたていわ丸については、昨年もし少しお話を聞いたのですが、もう耐用年数が結構来ているということなのでございますけれども、まず修理状況とかはどうなのですか、昨年度の。

○（産業港湾）管理課長

耐用年数についてですけれども、一般的に 30 年と言われております。たていわ丸の場合、昭和 62 年 1 月に竣工しており、平成 29 年 10 月現在では、船歴は 30 年と 9 カ月という状況でございますので、耐用年数をもう既に経過している状況でございます。

近年の修理状況でございますが、近年は老朽化が著しく、昨年、28 年度になりますけれども、船舶定期検査を行った際には、船体部の老朽化が原因による設備不良が確認されたため、補修や部品の交換を行い、また、機関部も同様に、主機関などの部品劣化が著しく、補修、部品交換を行わないと安全に航行の確保ができない状況だという指摘が検査のときに行われましたので、その際、急遽追加部品を取り寄せるなどして交換作業を行っているところでございます。

また、昨年度、日常的な点検の中で確認されたふぐあい等では、機関部の陸上電源ケーブルコネクタですとか、冷却水、ポンプケース、冷却水用の配管及び機関室内の内壁など、劣化が著しく、これらについても修理を行ったりですとか、あと甲板部の装備品もあわせて修理を行っている状況でございます。

○山田委員

ある程度、部品を取っかえ引っかえ、なだめすかして使っているという状況ですよ。そういうことであれば、ある程度、将来に向けての更新計画も必要だと思いますが、その点は何か考えていますか。

○（産業港湾）管理課長

現在、引き船たていわ丸は、既に先ほども御説明いたしました。耐用年数の30年を経過していることから、現在、新造船、中古船の購入などによる後継船の配備を検討しているところでございます。

○山田委員

それは昨年も聞いた話ですよ。いわゆるこの小樽港にとって、やはりタグボートは必要不可欠な部分だと私も思っております。その部分では、ただ単に引き船ではなくて、やはりポートセールスの一環として、こういうフェリーだとかクルーズ客船に対応できるような、ある程度大きい馬力のということで、たしか昨年もお話ししたと思いますが、内容的に考えていらっしゃるというのであれば、どこまでのものを考えているのか、もしお考えをしているのであれば示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○（産業港湾）管理課長

引き船の性能といいますか、そういうものをどこまで考えているのかということだとお聞きしましたので、お答えします。

まず、小樽港はやはり他港と違って、くし歯型の埠頭ですとか、水域の広さだとかの関係もございまして、やはり小樽港の港サイズに合った、小回りのきく船形というものが必要であると考えています。また、さらにはクルーズ客船ですとか、貨物船の大型化が進む中、やはりこれらの離接岸作業を援助できるだけの馬力数が必要だと考えていますので、やはり従来より馬力数についてはもう少し大きいものを選定していきたいというふうに考えてございます。

○山田委員

一応私も、そういうふうに小回りがきいて馬力のあるもの、これからどんどんクルーズ客船が大型化していく中で、やはり小樽港としても、それを売りにしていかなければならないのかなと私も感じています。

市長は、この小樽港港湾計画を白紙にされているようですが、やはり小樽港を何とかやはり生かしていくためには、そのような種々いろいろな部分でポートセールスしなければならぬのかなと思っています。港湾計画凍結は本当に残念なことですが、いわゆる、そういう港を、やはりもっと活気づけていくために、いろいろと努力していただきたいと思います。

○中村（吉宏）委員

◎高島漁港区における観光船事業について

まず、高島漁港区における観光船事業に関連してですが、この問題は、このたびのコンプライアンス委員会で、市が数々行ってきた許認可が条例違反であり、あるいは不適切であるという指摘を受けたものであります。本日、資料要求しておりますが、高島漁港区における観光船事業に関連して、市が歳入として事業者から受け取った金額があると思うのですが、まず、港湾施設使用料関係のところの表組みの説明をしていただきたいのですが、係留施設使用に関しては観光船に係留させるところかと思えます。そのほか、占用というのが2カ所あるのですが、これについて、どういう費目なのか、御説明いただけますか。

○（産業港湾）管理課長

港湾施設使用料、占用という部分で2件、港湾室として挙げておりますが、まず、港湾施設の占用許可として、括弧書きで水面と書いてございますけれども、これは浮棧橋設置のための水面占用に係る費用で、これが1,680円、これは平成28年6月から29年3月分としての金額でございます。

また、二つ目の占用としては、港湾施設占用許可（護岸）と書いてありますけれども、これは係船環設置のための占用料でございます、ことし3月下旬ごろに設置された係船環、一月分の占用料は116円でございます。

○中村（吉宏）委員

続いて、建築確認申請手数料関係ですけれども、これは休憩所等の新築、計画変更、事務所の移転と、これは申請に関連するところかと思ひまして、完了検査もそうですね。

河川使用料関係のところですが、内訳は擁壁、アスファルト云々とありますが、3番目の土地占用料、もう少し内容を詳しく説明いただきたいと思いますが、お願いできますか。

○（建設）用地管理課長

河川使用料の関係ですが、土地占用料ということで、1万4,130円を平成28年10月から29年3月までいただいておりますが、申請内容の詳細につきましては、河川敷地の占用ということで、まず面積をいただいているのと、工作物の新築という中に擁壁、アスファルト舗装、橋、フェンス、ゲートという扱いで取り扱っております。

○中村（吉宏）委員

表の概要はそのとおりかと思いますが、これらの費用について、今問題となるのが、昨年の議会議論の中でも、議会では分区条例、それから小樽市港湾施設管理使用条例等の規定から、今回の観光船事業に関する高島の各エリアの利用あるいは船舶の係留は認められないのだと、そういう指摘をしてきた中で、小樽市コンプライアンス委員会が、条例に違反します、あるいは不適切ですと、こういう判断をしました。

ここに挙げている表の関連で、コンプライアンス委員会が指摘した箇所に該当する、要するに違反だということに該当するものをお聞かせいただきたいと思ひます。

○（産業港湾）管理課長

港湾に関する許認可の関係で、コンプライアンス委員会から指摘を受けて違反するものの対象になるものは何かという御質問でございますけれども、まず係留施設使用に係る、運河護岸・物揚場護岸の登録、あとは占用として係船環設置に係るものが、本来、漁船のための係留施設となっているにもかかわらず観光船のための係留施設の設置許可がなされているため分区条例違反だということで指摘を受けている点であります。

○（建設）建築指導課長

建築物ですけれども、休憩所や事務所等の建築物に関しましては、分区条例違反ということで、コンプライアンス委員会から指摘を受けております。

○中村（吉宏）委員

河川敷地の土地占用料についてはどうですか。

○（建設）用地管理課長

今後につきましては、使用目的が小樽市普通河川管理条例の趣旨として理解しているものでありますので、今回のコンプライアンスの違反という扱いには考えておりません。

○中村（吉宏）委員

とはいえ、そもそも分区条例に違反したものを建築する趣旨でといたしますか、分区条例上、違反であるということが指摘されているわけです。これは議会でも、もちろん昨年のうちからそういうお話をずっとしてきている中で、この河川の土地の利用というのも、もちろん観光船事業運営のためなのではないですか。分区条例に適合しないことをもって、土地占用がおかしいと。しかも、その判断をするのが建設部であるならば、これが該当しませんとい

いますか、そもそも土地の利用者からすれば目的が達成できないわけですから、それをずっともらい続けていたというお話にはならないのではないかと思いますけれども、その辺の見解をお示してください。

○（建設）用地管理課長

今の質問についてですが、小樽市普通河川管理条例の第 6 条により、通路及び附帯駐車場、橋のために使用することで許可している状況でございまして、今回の建築物とか建物とか、そういうものは河川敷地の中には該当していないということで、用地管理課としては、今後の利用についても、これをもし使うのであれば認めるという方向で考えております。

○中村（吉宏）委員

何のために使うのですか。

○（建設）用地管理課長

通路と橋という扱いで、小樽市普通河川管理条例の第 6 条にのっとりまして、相手方から申請があれば、当然それを認めるという状況でございます。

○中村（吉宏）委員

いや、何のためですかというのは、通路とか橋は何のために設置しようとして申請をされたのかということは、理解されていなかったということですか。

○（建設）用地管理課長

通路というのは、施設がありまして、施設の周りを巡回する、その事業を行う者が利用するために車が走ったりするという意味合いで通路として認めていますし、橋というのは、人が、その施設を利用する関係者とかが通るという認識で、用地管理課として協議されていますので、それで認めております。

○中村（吉宏）委員

我々も現場の視察をしましたがけれども、恐らく一般の方たちが容易に安易に通行できるための通路であったり橋ではないと思うのです。だから、聞いているのは、どういう人が、何の目的で通路や橋として申請したのか、利用しようとしているのかを把握されていますかということなのですが、お答えいただけますか。

○（建設）用地管理課長

今、委員がおっしゃっているのは、やはり事業者がそこで利用するに当たって、事業者の、その事業に対して利用する方、そういう方を対象として利用するという判断で、用地管理課としまして、普通河川管理条例に基づきまして、それで許可している次第でございます。

○中村（吉宏）委員

もう一歩言いますと、あの地域はどういう地域なのですか。

○（建設）用地管理課長

臨港地区という扱いになっております。

○中村（吉宏）委員

臨港地区の、どういう区分けになっていますか。

○（産業港湾）管理課長

分区条例でいいますと漁港区という扱いになっています。

○中村（吉宏）委員

そうですね。だからなのですよ。漁港区で、本来、ずっと我々も言ってきました。分区条例上、観光船事業の目的を持った建物はやはりおかしいのではないですか、許可するのはと。でも、市は、あればずっと食堂だ、食堂だと言い通して許可してきたわけですね。今、このコンプライアンス委員会の判断を受けた結果、あそこはもう観光船事業の事業者がやるところであって、不適切であり条例違反だという判断が下されている中で、その通路の目

的だって、観光船事業者の施設の利用を主とした目的ということではないですか。だとしたら、そもそも、この土地を占有させることもおかしかったのではないですか。条例は通路とかと書いていますよ。でも、通路を利用する目的とかそういうものが、そもそも違法な状況であるのに、小樽市はそれを貸し出すことを是とするのですか。お答えください。

○建設部安田次長

今の御指摘の中で、利用に当たっての目的というお話かと思えます。

いわゆる河川用地の沿線の方が利用する場合の占有、一般的な部分を含んでのお話かと思えます。

その中で、通行という部分の中には不特定多数以外も沿線で河川をまたいで御自宅に入る方の個人的な橋についても通常で認めているところでございます。ですから、沿線の方が河川を利用する場合、それが営業の部分もあるかと思えますし、不特定の方が渡る場合もありますが、今実際上は地先の方の利用に当たって占有の許可を出しているという事例もほかにありますので、今回はそれに当たるものと考えております。

○中村（吉宏）委員

説明がよくわからないのですけれども、不特定多数の人以外とはどういう人を想定しているのですか。

○建設部安田次長

説明が少しまずくて済みません。変な言い方で。

いわゆる地先の方が渡られる橋の利用も河川占有では認めているということですよ。

○中村（吉宏）委員

地先の方というのは、先ほども答弁があったかと思えますけれども、この観光船事業をやっている方と、そのお客ぐらいしか見当たらないかと思えます。それについて、どうなのですか、調べていないのですかということなのです。だから、ほかの住民が利用するとか、公共性というお話とはまた少し違うと思うのですけれども、もう一度、答弁をもらえますか。

○建設部安田次長

いわゆる河川法につきましては、分区上の話とはまた別の次元の話かもしれませんが、いわゆる地先の方が利用される部分が今お話ししている部分でありまして、一般的な交通という部分も含まれますし、地先の方が個人で利用される橋梁、橋、そういう部分も占有として認めているというお話です。

○中村（吉宏）委員

地先の方というと、やはり事業者の方だと思うのですけれども、事業者が事業を運営するためでしょう、お客の利用もそうですし。それが今、条例違反だと言われている中で、そもそもこの河川の条例についての解釈自体もおかしかったのではないかなと、これは平成28年度の執行の部分ですから聞かせてもらいますけれども、おかしかったのではないですか。

○建設部安田次長

私の説明が悪いのかもしれませんが、繰り返しになりますけれども、地先、いわゆる土地の持ち主の方が河川を渡りたい、その中で占有を出して渡るという形の利用の中で、ほかの地域、臨港地区外でも、土地の持ち主の方が渡る橋については占有を許可しております。料金もいただいておりますので、同様の方法として今回は判断しております。

○中村（吉宏）委員

ですからね、言いたいのは、地先の方が条例上違反の状況で土地の利用をしていると、自分の土地であれですよ。そういう中でも、地先を特に審査を一切せずに、使いたいと言えば、利用の許可といいますか、利用させるのですよね、占有を認めるということでもいいのですよね、小樽市は。

○建設部安田次長

もう一度説明させていただきます。地先の方が橋を渡るために、利用のために占有許可を出している例はありますので、そこと同等に考えて回答しているところです。

○中村（吉宏）委員

だから、その手前にある分区上の問題というのは、河川占有を認める際には一切関係しないのだと、影響しないのだと、そういうことでいいのですね。

○建設部安田次長

臨港地区内であっても、それは関係ないのではなくて、判断の中で、地先の方が渡られる橋ということが考えられる、判断できるのであれば……

（「地先の人の事情、状況とか法令上の適合性は問題ないのかと聞いているのです、利用の」と呼ぶ者あり）

申請の中で個人の方が渡られる橋ということで出ているのであって、その部分の中で、たくさん人が通るとか、そういう条件がこちらのほうから出ていなければ、いわゆる所有者の方が渡られるための橋ということで申請が出れば、その中での判断になるかと思えます。

○中村（吉宏）委員

では、土地の占有料に関してはきちんと合法的な範囲の中で徴収している、徴収といいますか、請求して収入として上げていると認識してよろしいのですね。

○（建設）用地管理課長

そのとおりでございます。

○中村（吉宏）委員

もう少しこの点のところ、河川のところをもう少し後で詳しく調べて、また後日聞くとして。

今、この表に上がっている係留施設の使用料、それから1番のところで行くと三つ目の占有、係船環設置の部分、建築確認申請手数料と完了検査申請手数料、これら4項目については、条例違反の上で事業者に請求をしていると。小樽市の歳入としては適切とは言えないと思うのですけれども、これについてどのような見解か、お示してください。

○（産業港湾）管理課長

コンプライアンス委員会から通報対象事実ありと指摘されたことを受け、現在、市として具体的な是正措置を検討しているところでございますが、その方針が決定次第、港湾施設に関する使用料の取り扱いについては、また検討してまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

では、不適切な、少なくとも違法だ何だということではないと思う、これは不適切な、いわゆる歳入のものであると認識されているということではよろしいですね。念押しですけれども。

○（産業港湾）管理課長

そのことも含めて検討してまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

分区条例上、あるいは港湾施設管理使用条例上、適合している、適法なのか、それとも条例違反しているものを根拠にして市が請求して支払ってもらっている金額であるのか、どのような認識なのかということなのですか、それぐらいはお示しいただけたらと思うのですが、どうですか。

○（産業港湾）管理課長

今回の条例違反に至った経緯といいますか、行政手続上の瑕疵によって許可をしてしまったということもございまして、その辺のところは、また少しよく考えて、その辺の処理を考えていきたいと思えます。

○中村（吉宏）委員

行政手続上の問題というのは、何でしょうかね、事実が適法か違法かのものであったりとか、処分が可能なのか不可能なのかとか、そういう判断をする場面のところであって、これはもう平成28年度に市がもらったわけです、小樽市が請求して支払ってもらっている分なのです。しかも、根拠である、あなた方が根拠にしてきた条例に違反だと指摘されている中で、この金額を、お金をどう扱うのかという話なのです。これも係船料とか、そういった部分というのはどちらかという行政行為の力を発揮するところではなくて、民間の契約と同じような類型なのです、行為の類型は。行政上の契約なのです。契約は、きちんとした根拠がないと、債権・債務関係が発生しないわけです。この場合、不法な原因に基づいて債権・債務関係があるように見える。だから不法原因給付なのか、少なくとも不当利得か、どちらかなのですよね、私が考えるに。だって、根拠法令の合法性がないですから。この点について、どうなのですか。ずっと、調べなければわかりませんという話をされていますけれども、28年度、明らかに市が不当に収入を得ている状況になると思いますけれども。もう一度、見解を下さい。

○（産業港湾）港湾室長

ただいまの御質問でございますが、やはりいわゆる条例違反のもとで徴収したという事実でございますので、やはりそれに基づくと、その是正措置として返すものは返さなければならぬという考え方はありますけれども、やはりそれを返すことが合法であるかどうかを確認した上で対処していきたいということを、今、管理課長が言った次第でございます。

○中村（吉宏）委員

返金するか、しないか、行為の前段である事実として、小樽市が今、請求してもらっているという状況が必ずしも適切ではない状況であるというところまでは認めていらっしゃるということによろしいのですね、確認ですけれども。

○（産業港湾）港湾室長

条例違反ということで、許可したこと自体が条例に反しているということでございますので、それに伴う使用料を徴収すること自体が違法になるのかどうかということが、はっきり言って、私どもは確認しなければわかりませんということでございます。

○中村（吉宏）委員

確認するまでもないです。先ほどから申し上げているように、原因がないのですから。

では逆に、聞き方を変えますけれども、条例違反を指摘されている中で、許可を出したのは小樽市で、利用したいという事業者の考え方がある、それは前提でそうですが、本来使用させるべきではないところを使用させたわけですから、お金の扱いをどうするのかということも問題にはなるのでしょうかけれども、本来、使用をさせてはいけないものについて使用をさせた結果の対価であるこのお金というのを、返すのか、返さないのか、あるいは係船していたわけですから、一定の金額を差し引いて返す、返さない、そういう技術的なところはあるのでしょうか、そこは。

○（産業港湾）港湾室長

今、委員がおっしゃったように、本来、条例違反だということがわかっていれば許可もしませんし、こういう使用料を徴収するという根拠にもなりませんので、取るべきものではなかったというふうには考えております。

○中村（吉宏）委員

本来というお話をされましたけれども、今はもうコンプライアンス委員会が結論を出しているのです。出しているのですよ。それを前提にして、どうなのですかというお話なのですけれども、どうですか。

○（産業港湾）港湾室長

何回も同じことを言いますが、基本的には取ってはいけないというものを取ってしまったということですので、それを合法にお返しすべきなのか、どうなのかという部分を検討したいということでございますので、基本はやはり取ってはいけないものと、結果として取ってはいけなかったものだというふうに認識しております。

○中村（吉宏）委員

最初からそうおっしゃってくれば話は早いのですが、あくまでもこれは市がそのまま持っている金額、お金の性質ではないと私は思います。ずっと昨年からも議会でいろいろ指摘してきました。小樽市は一切、何も受け入れずに、自分たちが合法だとした結果、こうなったわけです。

市長にお伺いしますが、あなたはずっと議会の中でも、今回の責任は私にあると。責任と一言で言いますが、対漁業者、それから対社会的な問題、そして今、決算の数字の問題、事業者にまで被害が及んでいるのです、これは、はっきり言って。これについて市長はどういうお考えでいらっしゃいますか。こういう責任が及んでいるのです。市長のお考えを伺いたいと思いますけれども、お願いします。

○市長

今、港湾室長からも答弁がありましたけれども、このような問題点が明らかになっておりますので、それに向けて改善を図るべきことは改善を図っていく。それについては、まだまだこちらでも調査不足の部分も、今お話しさせていただいたようにありますので、顧問弁護士等と相談しながら、その是正に向けて一つずつ取り組んでいくことになるというふうに思っておりますし、それが責任であるというふうに思います。

○中村（吉宏）委員

こういう責任がきちんとあるのだ、それに対応するという話が市長からもありました。この決算特別委員会には、今回、決算の書類をどさっと、我々委員も受け取って、いろいろ検査をしております。チェックをしております。もし金額の変更が必要になるとしたなら、この決算特別委員会を開催している間に何らかの修正が必要になってくると思うのです。そうでないと、我々も、ああそうですかと承認なんかできないのですよね。その点も少し改めて考え合わせて御対応いただきたいと思いますが、最後に、これに答弁をいただいて終わりたいと思いますが、いかがですか。

○（総務）総務課長

このたび、原案として出しているわけでございますけれども、私どもとしましては、最終的に返すか、返さないかということは、これからのお話でございますので、一旦これにつきましては決算として閉めているものでございますので、これを返すということになれば今年度の決算上に出てくるものになりますので、平成28年度の決算を直すことにはならないということで考えてございます。

○中村（吉宏）委員

今ずっと議論を総務課長もお聞きだったと思いますけれども、原課のほうがおかしい状況だった、金額をどうするかというのは、また別の議論になるけれども。でも、おかしいものが存在する中で、それをそのまま、決算なので、これでもう変更はありませんと、それでいいのですか。これを通せというのは無理ではないですか。もし御自分が逆の立場だったら、すんなりわかりましたという話になるのか。それも含めて、余りにもひどいと思うのです、これは。少額かもしれませんが、金額的には。だけれども、やった事業と歳入が、要するに歳入の中だって不均衡が起きているわけですから、変な状況が生まれているわけですから、これについて修正もしないで、とりあえず決算特別委員会に出してしまったから通せみたいな話はありませんか。それこそ議事を少し軽視されていませんかと思えますけれども、それも含めて、もう一回、答弁を下さいよ。

○（総務）総務課長

私どもとしましては、それを含めて認定、不認定ということで議会で判断されるものというふうに考えてござい

ます。

○中村（吉宏）委員

わかりました。もういいです。

○委員長

自民党の質疑を終結し、民進党に移します。

○面野委員

◎人口減少対策について

それでは、まず人口減少対策に関して、お伺いいたします。

人口減少は国を挙げて懸念している事項で、もちろん森井市長も懸念されている事項だと思うのですが、さまざま、人口減少に歯どめがかかっている自治体や、さらには増加している自治体なども道内で散見されます。まず、市長は、人口減少に対して発言を何度もしておられますし、事業も行っておりますが、改めて本市にとって人口減少がもたらす影響と、また人口増、または歯どめがかかった際、本市にどのようなメリットがあるとお考えなのか、改めてお聞かせください。

○（総務）企画政策室木島主幹

まず、人口減少のもたらす影響でございますけれども、市内の消費者の方々が減ることがございますので、当然、市内経済の縮小、こういったものが進んでいくのではないかと。当然、経済が縮小することは市税収入、こちらにも影響を及ぼすものと考えております。現状、少子高齢化という部分がございますので、社会保障の関係で一人が支える高齢者がふえていく。そういった部分で、歳出の面でも影響が出るのかなと考えてございます。また、小樽市においては、20歳代、こちらの方の市外転出が多いものですから、将来、親となる世代が減っていく。そういったことで、人口減少にさらに歯どめがかからないという状況が考えられるかと思えます。

それと、人口増、歯どめがかかった際のメリットですけれども、当然これの裏返しになっていくのかなと考えてございます。

○面野委員

それでは市長も、市長のお立場としていろいろな方々とお話しする機会があったりとか、自身で調べられたりなど、いろいろ知識・知見を蓄積されていると思うのですが、本市において、どのような人口減少対策が一番適している、必要だと思いますか。

○（総務）企画政策室木島主幹

本市に必要な人口減少対策ということですが、子育て支援ですとか教育環境の充実、また安定した雇用創出、安心・安全、快適に暮らせるまちづくりなど、さまざまな対策が必要だと考えてございます。特に子育て環境の整備という部分は重視してきたところでございますけれども、今後、小樽商科大学との人口減少問題の共同研究を行うこととさせていただいておりますので、こちらで人口減少の要因分析、あと有効な施策について検討を行ってまいりますので、その結果を見て、改めてまた検討する必要があるのではないかと考えております。

○面野委員

それでは、今、子育て、教育、雇用など、さまざまな観点が必要だということではあったのですが、森井市長就任後、それらの対策について、どのような事業、施策を講じてきたのかお答えください。

○（総務）企画政策室木島主幹

直接的な人口対策としましては、移住促進事業というものがございますけれども、市長就任後ということですので、平成27年度以降に新規ですとか拡充した事業について、子育て環境の整備によって移住、定住という観点から、主なものを申し上げますけれども、27年度からは基礎学力定着のためのデジタル機器の整備などを行うICT教育

促進事業、学用品の購入費補助などを行った保育環境改善事業、それと対象児童を小学校 6 年生まで拡大し、支援員を増員した放課後児童クラブ事業、27 年 10 月には保育所の整備という部分で、かもめ乳児保育園の認可をしております。28 年度からは外国人指導助手を 2 名から 4 名に増員しておりまして、8 月からは小学生の入院も助成対象に拡大したこども医療費助成、こういったものを行ってきてございます。

○面野委員

さまざま、いろいろ事業を行ってきているようなのですが、その事業について、どのぐらいの費用、事業費を投じてきたのかというのはお示しできますか。

○（総務）企画政策室木島主幹

事業費、決算額ということになろうかと思えますけれども、まず保育環境整備事業費、こちらは平成 27 年度までの事業ですので、それ以外の部分で事業費の拡大とかという部分も含めて、事業全部ということでお答えさせていただきます。28 年度の決算額といたしましては、移住促進事業については約 142 万円。ICT 教育促進事業については約 940 万 4,000 円。放課後児童クラブにつきましては約 1 億 5,869 万 5,000 円。あと、保育園の運営費に係るものなのですが、これは 1 個だけではなくて全ての保育所や認定こども園の関係なのですけれども、教育・保育給付費負担金ということで約 14 億 3,216 万円。あと外国人指導助手の ALT、こちらの語学指導等外国青年招致事業費につきましては約 1,511 万円。こども医療費助成につきましては約 1 億 3,816 万円となっております。

○面野委員

メモに書き取れなかった部分があるのですけれども、20 億円弱の費用が投じられてきたというような感触でありました。

それで、実際に今、人口は減り続けている状況なのは変わりないと思うのですが、どれほど新規拡大事業を行った結果、効果を生み出しているかと分析されているのか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室木島主幹

人口対策での効果分析ということなのですけれども、過去からお答えしているとおりの、さまざま、1 個だけの施策でどうだということではなくて、いろいろな施策、事業が関連して効果が生まれてくるものなのかなということを考えてございます。

それと、人口減少対策は今やったからすぐ効果があるというのものなかなか少ない部分で、即効性があるものではないのではないかというふうに思っております。また、事業単体 1 個だけでどうだという効果測定も難しいということがございますので、やはり申しわけないのですけれども、その効果については現状はかかれているものではございません。

では、ことし、来年で出てくるのかというところもあるかと思うのですけれども、なかなかいつまでにこれぐらいの効果があるということでお示しできる現状にはなってございません。

○面野委員

ただ、実績値としてはやはり人口は減っていますので、余り、効果を生み出しているというふうな認識はないのですが、ただ、今いろいろ事業について、新規・拡充ともにいろいろ聞いてきましたけれども、やはり子育て支援だったり、教育関係について、市長就任後、新規・拡充をしてきているような印象を受けているのですが。

雇用の部分も一部、最初のメリットでお答えいただきましたけれども、やはり雇用関係、経済関係についての施策というのが余り打たれていないような気がしているのですが、市長の中で、やはり雇用の部分で何かお考えはないのでしょうか。雇用、経済に関しての具体的な施策、事業については何かお考えはありませんか。

○市長

私から、お話しさせていただきます。

やはり雇用を生んでいくのは非常に重要なことだというふうに思っております。今、ごめんなさい、具体的な分

析数値はありませんけれども、やはりハローワークであったり雇用のお話でも、今は人材不足というお話が出ているところがございます。やはりその状況に対して対応していけるかどうかというのは、やはり教育という枠組みの中で雇用との連携をどう図っていくのか。そのような観点におきましては、今年度、キャリア教育の予算等をつけさせていただいております。まだモデル校 1 校で、具体的には来年度、再来年度と、少しずつ枠組みが広がっていくのかなというふうに思っておりますので、その点については、もっと力を入れていかなければいけないというふうに思っております。

特に、このまちにおいては職人的なものから加工業、また港湾業務、そして農林水産関係など、かなり多種多様で、地域に即した商売等がありますし、またそれに伴う地域商店街であったり市場であったり、さまざまな職種がありますけれども、なかなか職種に地元の子供たちが目を向けていない現状もあるのかなというふうに思っております。その状況を、しっかりマッチングを重ねて、このまちで育つ子供たちが、このまちで活躍できる環境づくりに取り組んでいくべきというふうに思っておりますので、先ほどキャリア教育のお話がありましたけれども、それ以外にも各経済界の関係者、またはさまざまな学校の方々に御協力いただきながら、雇用促進に向けて取り組んでいかなければならない。このように考えているところでございます。

○（産業港湾）商業労政課長

雇用事業の関係で、今、人口減少、特に20代の市外転出が多い中で、産業港湾部でも、高校生が地元をしっかり定着する、そういった事業を進めておりまして、平成28年度には事業費を少し拡大しまして事業を充実させてございます。

企業からは、地元の生徒が地元企業にしっかり定着するためには、インターンシップですとか、地元の企業を知っていただくですとか、あとは実際に企業を見学していただくですとか、そういった事業が有効だという、そういった声がございますので、その辺を充実させて、28年度は実施したところでございまして、実際、29年3月に卒業した地元の高校生につきましては、例年45%程度の地元定着率でございましたけれども、52%程度に上昇するといった、そういった効果も数字として出てきているところでございます。

○面野委員

先ほど、人口対策担当主幹からも、一つの事業や一つの施策だけで人口減少についての対策が実るわけではないというふうに御答弁いただきました。もちろん私もそういうふうに考えております。

ですが、やはり子育て環境がよくて、ここに、小樽市に住んでいただいても、やはり今、商業労政課長が言われていたように、仕事場がないというふうになると、せっかく小樽で育っても、やはり仕事がないので市外に転出しなければいけないと、そうなってしまうと、本当に20代、30代の若い生産世代の人はどんどん出てしまいますので、やはり子育て支援ばかりではなく、満遍なく事業を進めていただけるようにしていただきたいと思っております。

最後に、市長の任期はもちろん限られていますので、やはり時期が来れば自身が行ってきた公約についての事業ですとか、そういったものの総括をしなければいけないと思っておりますが、今回は人口減少に限って、自身の評価について、総括はどのように表現されるおつもりなのか、何かあればお聞かせください。

○（総務）企画政策室品川主幹

公約の評価方法につきましては現在検討中の段階ですけれども、公約では、まず人口減少に歯どめをかけるという視点で子育て支援と高齢者対策の充実を掲げておりまして、それ以外にも教育の充実、あと経済対策ということで掲げてございます。例えばこれらの取り組みの進捗度というふうな形でお示しますと、そのような方法が考えられるところでございます。

○面野委員

進捗度というのは、次の質問に出てきますけれども、総合戦略に掲げるKPIなどという、そういう数値的な進捗度でお示するというような考え方なのですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

まだ表現方法は検討中なのですが、K P I といった形ではなくて、例えば、他市の事例なども研究しているところなのですけれども、おおむね実施したですとか、一部実施したですとか、あとはまだ着手段階、検討中ですとか、そういった段階でお示しするという方法が考えられるところです。

○面野委員

できるだけわかりやすい表現の仕方でやっていただきたいのと、やはり人口減少対策については市役所の職員の皆様も不安に思われている、または懸念されている事項だと思いますので、バランスよく人口減少対策について取り組んでいただきたいと思います。

◎小樽市総合戦略に位置づける事業と施策 K P I について

次に、小樽市総合戦略に位置づける事業と施策 K P I について、伺います。

7 月に開催された平成 29 年度第 1 回小樽市人口対策会議の資料として、平成 28 年度の実績値が公表されたのを私はホームページで拝見させていただきました。全部で 62 の事業が集計対象になっているのですが、もちろん全部お聞きすることは時間的にも難しいので、その中から何点かピックアップして質問させていただきたいと思います。

◎交通事故防止啓発事業について

まずは交通事故防止啓発事業について、何点か、お伺いさせていただきます。

表の指標を見ると 27 年度の実績値では 162 件、28 年度はおよそ 60 件増加で 220 件と増加しているのですが、本事業に対する 27 年度と 28 年度の決算額をお示してください。

○（生活環境）生活安全課長

本事業に対する決算額でございますけれども、平成 27 年度、28 年度ともに 187 万 5,000 円で、同額となっております。

○面野委員

決算額が同額ということなので、もし事業内容について変更のあった点があれば、平成 27 年度、28 年度でこういう違いがありましたというような御説明をいただけますか。

○（生活環境）生活安全課長

啓発に関する事業の内容でございますけれども、平成 27 年 12 月に制定されました北海道飲酒運転の根絶に関する条例の制定を受けまして、28 年には新たに 7 月 13 日の飲酒運転根絶の日における各種啓発事業のほか、毎月 13 日を基本に、酒類を販売するスーパーなどの駐車場で、飲酒運転根絶の啓発品及びチラシを配布いたしまして協力をお願いするという啓発事業を新たに行っております。

○面野委員

いろいろやられているということなのですが、それでもやはり平成 28 年度は増加してしまっただけです。その原因については何か分析されていますか。

○（生活環境）生活安全課長

実績値、いわゆる交通事故の発生件数についてですけれども、ここ 10 年間では減少傾向になってきておりました。特に平成 27 年度については、前年におたるドリームビーチ付近で発生した飲酒ひき逃げ事故の発生による、市民の交通安全意識の高まりや、それを受けての警察署による重点的な取り締まりや指導などによりまして、この年の発生件数は大きく少なくなったというふうに考えられます。このため、対前年度である 27 年度と比べると増加したもののというふうに考えております。

○面野委員

そうなのですね。そのまま、市民の意識が高いまま保たれば、なおよかったと思うのですが、わかりました。

それでは最近、高齢のドライバーの方の運転ミスによる重大事故などの情報をよく聞くのですが、小樽市では高齢者の運転免許証の自主返納についてのデータは把握されていますか。

○（生活環境）生活安全課長

運転免許証の自主返納に関するデータでございますけれども、小樽警察署によります近年の状況によりますと、平成28年が179件、29年が9月末までで280件というふうになっております。

○面野委員

相当ふえていらっしゃるんですね。

先日、銭函地区で大変残念な事故が起きました。私もきのう、国道を、銭函地区を走っていたのですが、交通安全の旗振りをされている方を多く見かけて、やはりそういったような啓発活動というのは本当に大事なことなのかと思いました。先ほどは高齢者の自主返納のお話で、ドライバーの方の意識はお伺いしましたけれども、歩行者側が事故の要因になっているというふうなお話も聞いておりますので、やはりこれからも事故件数の減少はもちろんなのですが、重大な事故を防ぐための、こういった幅広い啓発活動を続けていただきますようお願いして、次の質問に入ります。

◎除雪事業のK P Iについて

次に、除雪事業のK P Iについて、お伺いたします。

予算特別委員会などでも触れられておりましたけれども、やはり排雪依頼の件数が平成27年度、28年度、同じぐらいの降雪量であったにもかかわらず、約2倍にふえているということで、これが小樽市総合戦略のK P Iの対象事業にもなっておりまして、目標値からはかなり遠ざかったような、28年度はそういう数値が出ております。

市の現状分析という部分で、「沿道の雪山が大きくなり除雪が出来なくなった段階で排雪を実施する市の排雪に対する考え方について、市民の皆様への周知不足」と、これに書いているのです。これだけではないのですが、これも書かれているのですけれども、では、この現状分析を踏まえて解決策を考えると、市の排雪に対する考え方が浸透すれば幸福度が上がるということになるのか、説明していただけますか。

○（建設）雪対策第1課長

ただいまK P Iに関しまして、除雪事業について、御質問がございました。

除雪事業のK P Iといたしましては、市民の声の除雪依頼と排雪依頼の2項目がございます。指標が悪かったのは、このうちの排雪依頼でございました。排雪依頼の件数が多かったことにつきましては、市の排雪に関する考え方の周知不足も、その一因であるというふうに考えております。

市の排雪に至る一連のプロセスについては、これまでと変更はございませんが、平成26年度以前は降雪量が比較的多かったこともあり、同じ地域で同時期に排雪作業が必要になる状況がございました。その一方で、27・28年度は降雪量が比較的少ないこともあり、必ずしも同じ地域の道路で同時期に排雪作業を実施していないことから、市民の皆様の中には、26年度以前と異なる作業を行っているのではないかと考えられていらっしゃる方もいるのではないかと我々は考えており、昨年度は広報おたるや市民の皆様が参加する懇談会等で、排雪作業に至る一連のプロセスについて市民の皆様にも周知いたしました。これらの周知について、今後も継続していかなければならないというふうに考えております。

また、昨年度の排雪依頼が一昨年度に比べ多くなった、そのほかの要因でございますけれども、排雪作業のおくれや、一部のバス路線で通行に支障を来すような状況が生じたことなども考えられますので、これらのことも踏まえて、市民の皆様幸福度が増すよう、除排雪作業の改善に努めてまいりたいと考えております。

○面野委員

後段で述べられていた幸福度というのは、生活に支障が出てきたり、危険な道路環境だからこそ、やはり市民の皆様は、市民の声として苦情を寄せているわけであって、必ずしも市の排雪の考え方の周知ということで幸福度が

上がるというものではないと思います。

雪山が大きくなり除雪ができない状況を周知するのは、私はなかなか難しいことだと思うのです。というのは、やはり連絡してくる市民の方、あとは J V の現場を見ているオペレーターの方、またはパトロールの方等、少なくとも三つの主観があるわけです。雪山が大きくなり除雪ができない状況というのは、市の見解としてどのように周知しているのですか。特段、高さだったり幅だったりという明確な基準はないわけなので、主観ということで説明していくのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

今、委員からお話がありましたとおり、市内の道路につきましては道路幅員や勾配、家屋の張りつけ状況、雪押し場の有無等、いろいろと状況が違うものですから、一律の、排雪に至る数値的な基準というのは設けておりません。これに関しましては、もちろん市民の皆様からの声もございますけれども、パトロールする者、それは我々であったり、業者であったりというような形で、その中で交通に支障を生じているか、生じる前に、生じるぎりぎり、除雪作業ではこれ以上、交通に支障を来さないような状況にするのが難しくなった時点で排雪するという形で、主観的な要素があるということは事実でございます。

○面野委員

なかなか難しい、周知の方法というよりは周知の中身だと思うのですが、雪対策第 1 課長もそういうふうには言っておられるので、そこにまずは期待したいと思います。

除排雪事業について、市長の重要な公約でもあるはずですが、そして、この総合戦略については、やはり市長が先頭になって策定したものだと思うのですが、除排雪事業の指標の排雪依頼の件数が、スコアだけで言うと 62 事業中ワースト 2 なのです。

市長、やはり自分で重点的な公約として、このスコアを打ち出した危機感というのはございませんか。

○市長

やはりこの総合戦略におきましては K P I の指標は非常に重要だと思っているところでございます。それがふえているという状況は改善を図っていかねばならないと思っておりますので、それについては真摯に受けとめて、それをどのように改善を図っていくのかということ施策として反映していくことが重要ではないかと思っております。危機感というお話がありましたけれども、純粋な市民の声として考えて、受けとめなければならないものと思っております。

○面野委員

これからシーズンを迎えるわけですが、地域間格差だったり、事業者間格差、そのようなものがないように、今シーズンの除排雪もしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

◎小樽市教育支援活動推進事業について

次に、教育支援活動推進事業について、この事業はどのような支援活動なのか、説明をお願いします。

○（教育）生涯学習課長

ただいま御質問のありました支援活動については、教育支援活動でよろしいと思うのですが、地域の住民がボランティアとして小・中学校の教育活動を支援するとともに、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てる体制を整えることを推進する事業となっております。

○面野委員

それでは、この K P I の中でボランティア派遣延べ人数について、一応指標化されているのですが、ボランティアの方はどのような活動をされているのか、お聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

ボランティアの活動につきましては、登下校の安全指導のほか、学校整備環境活動、放課後等の学習補助活動、

部活動の指導補助活動などとなっております。

○面野委員

安全指導の次、2項目めは何とおっしゃっていましたか。

○（教育）生涯学習課長

学校整備環境活動です。

○面野委員

それは具体的にはどのような活動なのですか。

○（教育）生涯学習課長

ただいま御質問のありました学校整備環境活動とは、主に学校花壇、こちらの整備等を行っている活動となっております。

○面野委員

指標の現状分析の部分で、実績値がやはり平成27年度と比べると、約半分とまではいかないですが、かなり、約1万人から約5,600人まで減少しているのですけれども、主な内容として、統廃合によって学校が減少しているというふうに書かれており、すごい数の減りようだというふうにも感じたので、具体的に統廃合といってもいろいろあると思うのですが、どういったことが原因だと分析しているのか、お示してください。

○（教育）生涯学習課長

ただいま御質問のありましたボランティアの延べ人数の減少原因といたしましては、平成28年度の学校再編に伴い、小学校4校の登下校安全指導について、学校登録ボランティアから保護者などのPTA活動に移行したことが主な要因と捉えております。

○面野委員

PTAは同じ活動をしていても、ボランティアとしてカウントしていないということですか。

○（教育）生涯学習課長

本来であれば、家庭教育の中で、PTA活動についても、こちらでカウントしなければならないものと考えておりますが、現時点でPTAの活動について、大変申しわけございませんけれども、こちらで把握できない状況であるため、今回はカウントはしていないものであります。

○面野委員

これからもまだ統廃合は続いていくわけですけれども、やはりその辺の気遣いをしていただきたいというふうにも思います。

それでは最後に、事業費として186万円だと思うのですが、この使途をお聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

事業費の主な使途といたしましては、学校や地域、家庭の課題を把握して、地域ボランティアの発掘など、学校、地域との連絡調整役のコーディネーターなどへの報償費が144万3,000円、ボランティア活動等に対する損害保険料として27万2,000円のほか、消耗品などの事務経費として14万5,000円を計上しているものであります。

○面野委員

状況は、ボランティアが大幅に減ったけれども、活動自体はそんなに縮小されていないのかなという印象は受けたのですが、やはりKPI、この目標値を立てていますので、これに何とか近づけるように、事業費を手厚くしたほうがいいのか、それとも事業自体の中身の見直しをしたほうがいいのかは、原課・原部で協議していただきたいところではありますけれども、やはりボランティアの獲得にこれからも努めていっていただきたいと思っております。

◎男女共同参画施策事業について

それでは次に、男女共同参画施策事業について、お聞きいたします。

この事業の中で、こちらも K P I に絡んでの質問なのですが、男性が育児休業をとることは家族として当然であると思う人の割合が平成23年度の34.4%から28年度は19.3%、15ポイントほどダウンしているのですが、この市民意識調査の対象者をお示してください。

○（生活環境）男女共同参画課長

今回の市民意識調査の対象者ですけれども、前回の平成23年度調査も、それから今回の28年度調査も、ともに市内に居住する20歳以上で、住民基本台帳に基づき年齢別割りつけ法で無作為抽出しました男女各1,000人を対象としております。

○面野委員

アンケートの対象者は平成23年度と変わっていない、中身自体は変わっていないようなのですが、かなりやはり意識が減っているなという印象を受けました。

この事業費の推移について、23年度から28年度まで、やはりダウンしている、何か事業の変化があればお示しいただきたいのですが、どうでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

事業費の推移の傾向ということなのですが、平成23・24年度は第2次小樽市男女共同参画基本計画策定の時期でしたので、策定費は少し大きかったです。それから28年度は意識調査の経費が含まれておりますが、それ以外の部分では大きな変動はなくて、56万円ぐらいから60万円台ということで、予算もほぼ同じ金額で推移しております。

○面野委員

たしか以前の定例会で松田議員が小樽市役所内の育児休暇の現状について質問されていたと思うのですが、やはりこういう啓発活動の中で、なかなか民間企業は取り入れづらい部分もあるのかなというふうにも感じています。やはり行政みたいな自治体を取り入れていくというのは、割とそれ自体が地域への啓発活動につながるのかなというふうに思うのですが、現在の小樽市の市役所内での現状と、啓発活動や課題などをもし分析されていれば、お示してください。

○（総務）職員課長

本市の男性職員の育児休業の取得状況につきましては、実は平成22年度から両親ともに取得が可能になったのですが、それ以来、28年度までは3名の男性職員が取得しておりました。そして今年度におきましても、8月下旬から1名の男性職員が育児休業を取得し、その後、当該職員が本市の男性職員では初めてとなります1日2時間までの部分休業というものを取得し、積極的に育児にかかわっております。

また、ことしの9月には子供にかかわる休暇制度などを網羅しました子育てハンドブックを改訂しまして、庁内向けのポータルサイトに掲載して周知を図っているところではありますが、やはりまだまだ全庁的には男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境にはなっていないと思いますので、今後は男性職員の育児休業取得に焦点を絞ったチラシ等を作成して、男性職員への動機づけや、また職場の理解が深まるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○面野委員

最近ではイクメンという言葉もよく耳にしますし、マスコミなどでも結構取り上げられているので、この調査の指標の結果を見たときに、5年たって、こんなに落ち込むものなのかなというふうに、少し違和感を感じたのですが、8月に職員の方が1名、育児休業されているということもお聞きしましたので、これからも啓発活動に努めていただきたいなというふうに、育児、イクメンがふえていただきたいなと思います。

◎小樽港物流促進プロジェクトについて

次に、小樽港物流促進プロジェクトについて。

これは平成27年度から実施している事業というふうに聞いているのですが、まずは28年度の事業評価調書、この調書はいつ作成されたものなのか、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾振興課長

平成28年度の事業評価調書につきましては、28年5月に作成したものでございます。

○面野委員

それでは、調書の中から何点が御質問いたしますが、事業開始当時、平成27年度からロシア極東地域での企業等訪問数、または北関東・関西エリアでの企業訪問数は横ばいになっておりますが、もうこれは頭打ちということで理解してよろしいのでしょうか。

○（産業港湾）港湾振興課長

ただいま小樽港物流促進プロジェクト事業費の活動指標が横ばいであるという御指摘に関しましては、調書作成時、平成28年5月ですが、直近の27年度の実績を、まだ見込み数値ということで、28・29年度にスライドさせたものでございますので、実績とは異なっております。

まず、ロシア極東地域への企業訪問につきましては、27年度はウラジオストクなどで13団体を訪問しましたがけれども、28年度はサハリンで12団体を訪問、そして今年度は、これからですが、また再度、ウラジオストクとナホトカを訪問いたしまして、今回は企業訪問という形ではなく、現地で行政府ですとか経済団体、荷主などをお招きして、セミナー形式で開催するというような形で、まだ正確な人数は、開催してみないとわからないですけれども、そういう形での実施を予定しております。

それから、北関東・関西エリアでの企業訪問につきましては、27年度は13社、そして28年度には12社を訪問してございます。

今年度は2月ごろの実施を予定しているのですけれども、訪問先につきましてはフェリーですとか中国コンテナ航路の関連事業者と協議して決めているということで、訪問件数につきましては、そういった協議を踏まえて、また決めていきたいということで考えてございます。

○面野委員

それでは次に、セミナー・勉強会を50名ぐらいの参加人数で行っているようなのですが、このセミナーについて御説明ください。

○（産業港湾）港湾振興課長

セミナー・勉強会についてでございますけれども、これは小樽港の強みですとか特徴、こういったものを荷主などの利用者にアピールするといったことが一義的にございます。それで新たな小樽港のトピックスを市内の港湾関連事業者ですとか市民向けに発信するといったことを目的として実施しております。

平成28年度につきましては、ロシアでセミナーということで、ロシア貿易の可能性ですとか課題などをテーマに開催しまして、これは約70名の参加がございました。

そして、今年度につきましては、先ほどもお話ししましたウラジオストクですとかナホトカへの現地訪問を踏まえまして、活動内容ですとか現地で収集した情報などを、事業報告を兼ねて、港湾関連事業者ですとか札幌圏の小樽港の利用者等に発信する場を設けていきたいと考えております。

○面野委員

そのセミナー・勉強会で行われた会議録といいたししょうか、議事録みたいなものというのは、私たちが見せていただきたいということでお願いすれば、見せていただけるようなものなのですか。

○（産業港湾）港湾振興課長

会議録というところまでは残してございませんが、当日に使用させていただきました資料等につきましては配付

させていただきますし、概要がどうだったといったようなことにつきましては、お示しすることはできるかと思えます。

○面野委員

それでは、今度は成果指標の①取扱貨物量（フェリー貨物を除く一般貨物量）は、見込み数値で平成28年度は91万トンで、実績値は87.3万トンと、差が生じているのですが、この原因は、プロジェクトのポートセールスで見込まれた貨物が取り扱えなくなったのか、それとも違う情勢でこういったような差が生まれたものなのか、御説明ください。

○（産業港湾）港湾振興課長

ただいまの御質問の平成28年度の成果指標であります91万トンにつきましては、この前年度の27年度の実績が約89万トンで、これに2万トンを上乗せして見込んだ数値でございます。

考え方といたしまして、平成27年、ロシア経済の低迷などがありまして、ロシア向けの小樽からの中古車輸出が、この年は4万トン落ち込んだ年でございました。その年の、同年秋に我々がウラジオストクを訪問してポートセールスを行った際に、中古車関連事業者からは、翌年以降は取扱量が回復する見込みだという御意見が大半だったといったようなこともありまして、ある程度は持ち直すことを見込みまして2万トンプラスということで、数値としたものでございます。

ただ、結果として、28年度の中古車輸出につきましては見込みどおりには回復しませんが、残念ながらむしろ若干微減となったといったようなことで乖離が生じたものと考えております。

○面野委員

けさの新聞でもまた港の輸入量、輸出量が減っているという記事を見ましたけれども。

あとは、やはり第3回定例会でもお話がありましたが、港湾計画策定の一時中断に関する、この内容については控えますけれども、このプロジェクトも、やはり事業名のとおり、物流を促進するということを目指している事業だというふうに思います。現在進めている港湾施設の整備ですとか港湾行政の振興、また事業、組織改革なども、港湾部に昇格なども考えているというふうにお示しいただいておりましたけれども、やはりこの一時中断というのは、これらの取り組みに、お話を聞いていても逆行するものになるのではないかなという懸念は私も持っていますので、関係者からの反発もありますし、その辺、港湾振興全体はいろいろと考えて取り組んでいただきたいというふうに思っています。

企業立地促進事業は、次回の経済常任委員会のときにお聞きします。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時43分

再開 午後 2 時59分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○松田委員

それでは、決算説明書及び事務執行状況説明書に基づき、質問させていただきます。

◎子ども・子育て支援新制度関連について

まず、子ども・子育て支援新制度関連予算についてお聞きします。決算説明書12ページによれば、この関連予算は380万5,000円となっていますが、執行されたのは約19万3,000円と執行率は約5%にしかありません。この関連事業費はいずれも平成28年度の新規事業で三つの事業が含まれていますが、新規参入施設等巡回支援事業費9万円の予算に対し約8万7,000円執行されていますのでよいとしても、養育支援訪問事業費は42万円の予算に対し執行額は約1万円、執行率は約3%、実費徴収に係る補足給付事業費は329万5,000円の予算に対し、執行額は約9万6,000円、執行率約3%と、数字だけ見ればほとんど事業をやっていないように見えてしまいます。それで、まずそれぞれの事業の内容について説明をお願いいたします。

○（福祉）こども福祉課長

まず、養育支援訪問事業の事業概要について説明いたします。

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、一定期間、保健師などが訪問し専門的な相談・指導などの支援を行うとともに、家庭の自立のために必要であると判断した場合において育児・家事援助を行うためにヘルパーを派遣する事業であり、対象とする世帯につきましては、若年の妊婦、妊婦健康診査未受診、望まない妊娠等、妊娠期から継続的な支援を必要とする家庭、出産後間もない時期に育児ストレス、産後鬱、育児ノイローゼ等の問題によって子育てに対して強い不安や孤独感を抱える家庭、食事・生活環境等において不適切な状態にある家庭等、虐待のリスクを抱え特に支援が必要と認められる家庭などを対象としております。

○（福祉）子育て支援室長

私から、新規参入の関係と実費徴収について御説明いたします。

まず、新規参入施設等巡回支援事業ですが、こちらの事業は、新規に開始いたしました小規模保育事業所に対しまして円滑な施設運営を行うことができるように、市の職員が相談、助言、実地支援などを行う事業でございます。こちらの対象施設といたしましては平成27年10月に小規模事業所が1件ございまして、そちらの巡回を行ってきたところでございます。

もう一つの実費徴収に係る補足給付事業につきましては、こちらは生活保護世帯の児童を対象にいたしまして、日用品ですとか文房具などを購入する経費の一部を補助するものでございます。こちらは、その生活保護世帯が施設に対して支払わないで、施設が免除した部分に対しまして施設に対して補助金を支出する仕組みとなっております。こちらの目的といたしましては、全ての子供のすこやかな成長を願うという支援を目的としております。こちらの金額といたしましては、給食にかかわる部分、これは1号認定と申しまして、新制度の幼稚園ですとか認定こども園に入所されている子供が対象になりますけれども、給食費の部分が一月限度額4,500円、日用品や文房具などにつきましては一月2,500円、こちらの2,500円につきましては、1号の子供、保育所に通っている2号・3号の子供、全ての子供が該当する制度となっております。

○松田委員

では、今、事業の内容はわかりましたが、この予算額の算定根拠、またこの事業執行率がなぜこのように低かったのか、その理由についてそれぞれ述べていただきたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

養育支援訪問事業の予算についてなのですが、予算額が42万円となっております、これにつきましてはヘルパー派遣費用といたしまして対象世帯が6世帯あると見込んで予算を計上しております。1回の訪問で2時間、1世帯に対して週2回、2カ月間訪問するという形で見込んでおりまして、委託単価を1時間2,100円と見込んでおりますので委託料として40万3,200円、残額1万6,800円につきましては、委託予定であります介護事業所、これに対する研修費用として消耗品などを計上しては、先ほど申し上げましたいわゆるハイリスクの家庭に対する保健師の専門的な助言・指導というのは2世帯に対して行っておりまし

たけれども、特にこの世帯に対しては育児や家事援助、ヘルパーを派遣する対象となる世帯ではありませんでしたのでヘルパー自体の派遣がゼロということで、決算額といたしましては事業者に対する研修費用として1万205円の執行となっております。

○（福祉）子育て支援室長

まず、新規参入施設等巡回支援事業につきましては、予算額9万円のところ決算額8万7,122円で、ほぼ同額で終わっております。こちらの内容につきましては、相談や助言に必要な図書の購入ですとか、施設の給食室など衛生施設にも立ち入りいたしますので、その際に着用する白衣、帽子、マスク等を購入したところでございます。

実費徴収に係る補足給付事業につきましては、予算の段階では具体的な各保育所などで徴収している中身の精査が終わってございませんから、生活保護世帯の児童の方全てを対象ということで人数を対象者としておりましたが、実際のところ対象になる人数が少なかつたため不用額が生じたものでございます。人数で申しますと、予算額では1,210人を見ていたところなのですけれども、実際こちらの対象になりましたのは16名ということで、かなり差が出てきたところでございます。

○松田委員

ではそれぞれ今内容を聞きましたが、特に養育支援のところでは相談・指導・助言、育児と家事援助はなかったということなのですけれども、相談件数だとかそれぞれの件数、また新規参入施設等巡回についても相談や助言を実際に行った件数、それから実費徴収に係る日用品とか文房具の購入に対する費用、この内訳について執行状況をお示しいただきたいと思えます。

○（福祉）こども福祉課長

相談件数の内訳ということでございますが、こども福祉課におきましては、養育支援訪問事業に規定しておりますいわゆるハイリスク家庭のほかにも、虐待の通告、育児・しつけの相談や不登校の相談、あとはひとり親家庭の経済的な相談など、さまざまな相談に対応しているところでございます。平成28年度におきましては、相談件数175件に対応しております。主なものを申し上げますと、虐待に関する相談29件、その他子供の養育に関する相談22件、不登校に関する相談13件などとなっております。

○（福祉）子育て支援室長

実費徴収に係る補足給付事業につきまして、御説明いたします。

平成28年度の内容なのですけれども、まず先ほど申しました1号認定の子供にかかります給食費に関しましては、対象の方がお二人で金額は3万2,700円、日用品など教材費などにかかわりましては、この給食とダブっている子供がいますので、14名なのですけれども合計いたしますと6万3,410円でございます。

○松田委員

それでは、この今、低い理由はわかりましたが、今年度もこの事業についてはそれぞれ行っていると思えますので、先ほどお聞きしましたときには一応見積もりの人数が予想より低かったということだったのですが、では今年度はどうなのか、それぞれの執行状況についてお聞かせ願いたいと思えます。

○（福祉）こども福祉課長

まず、養育支援訪問事業につきましては、引き続き保健所など関係機関と連携を図りながら対象となる世帯の把握に努めてまいります。また、適切な指導を行うとともに、ヘルパー派遣の必要性があった場合に速やかにヘルパーを派遣できるよう、昨年度同様、介護事業所6事業者と契約を継続しておりまして、体制を整えているところでございます。

○（福祉）子育て支援室長

実費徴収に係る補足給付事業につきましては、平成29年度の予算計上時には28年度の決算見込みがわかりましたので、予算額50万円で計上しております。現在のところ、29年度の決算見込みといたしましては20万円程度になる

のではないかと見込んでおりました、こちらの該当になる部分では、先ほど申しました給食費の補助の該当になるのが5名で18万円程度、日用品・教材費の該当になるのが13名で2万円程度と見込んでございます。

○松田委員

では、新規参入施設等巡回支援事業費は、ことはなかったのでしょうか。

○（福祉）子育て支援室長

新規参入につきましては、平成28年度の小規模事業所が29年度の4月1日から認定こども園に移行いたしましたので、29年度は該当施設がございませんので予算も計上してございません。

○松田委員

◎生活支援体制整備事業費について

それぞれ新規事業について余りにも少なかったので質問させていただきましたが、今度は介護保険なのですが、同じく12ページに生活支援体制整備事業費、これが予算額278万6,000円に対し5万円の執行になっています。これについても同じく説明願いたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

生活支援体制整備事業についてですが、平成27年度から始まった新しい総合事業の包括的支援事業に位置づけられた事業でございます。高齢者の在宅生活を支えることを目的に、民間企業やボランティアなどによる生活支援体制や介護予防サービス提供体制の構築を図るために生活支援コーディネーターを配置し、関係者が定期的な情報共有及び連携強化を行う場として生活支援体制整備協議会を設置する事業でございます。

次に、28年度予算の算出根拠についてですが、生活支援コーディネーター委託料を28年10月から29年3月までの半年分として275万円、生活支援体制整備協議会の開催経費として3万6,000円、計278万6,000円を計上いたしました。決算額は5万円ですが、これは高齢者支援を行う関係団体や市民ボランティアを対象に開催した地域づくりの視点を学ぶ研修会の開催経費でございます。

○松田委員

この予算を見ますと、一応、平成30年度の実施予定を前倒して実施するために予算づけをしたというふうに伺っていましたが、この数字だけ見ればなぜこの金額になったのかと疑問に思って質問させていただきました。

それで、今年度の予算額は1,094万8,000円になっています。それでは、ことしについてはどのような執行状況になっているのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

平成29年度の事業執行状況につきましては、4月から生活支援コーディネーターの委託を開始し、これまで生活支援コーディネーター会議を4回開催したほか、9月には小樽市生活支援体制整備事業講演会を開催しております。

○松田委員

やはり新しい事業ということで、なかなか予算立てするときには見込みが違ったりだとかいろいろなことがあると思いますが、今後この点につきましては頑張ってくださいと思います。

◎交通安全対策について

それでは、次の質問に移させていただきます。事務執行状況説明書33ページの小樽の交通安全対策についてです。これは先ほど面野委員からも質問があったことなのですが、平成27年度に比較し28年度の小樽市の交通事故発生件数はかなり増加しております。また、残念ながら、死亡者が27年度はお二人だったのに、28年度は死亡者が6人もおり、また、おけがをされた方も約1.3倍になっています。小樽市では28年度から32年度までの第10次小樽市交通安全計画を立てていますから、この現状を見れば憂慮していかなければなりません。ともあれ、交通事故というのは被害者になっても加害者になっても不幸です。私は交通安全協会に加入しており、その一員として交通安全集会には街頭啓発などにも参加しておりますが、そこで主に市として行っている啓発活動についてお伺いいたします。

先ほど面野委員は高齢者が運転している側という部分で質問されていましたが、私は、逆に被害に遭っている方がどのようなのかということで、小樽市では高齢化が進んでいますが、高齢者の交通事故等の傾向についてお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）生活安全課長

近年の高齢者の交通事故の傾向ですけれども、特に死亡交通事故について見ますと、先週も銭函で発生いたしましたように、高齢の歩行者が道路を横断する際に車と衝突するという事故が目立っております。

○松田委員

それでは、今、高齢者が事故に遭っているということなのですけれども、では高齢者の交通事故対策について市として考えていることがあればお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）生活安全課長

高齢者の交通事故対策についてでございますけれども、現在、街頭での啓発活動に加えまして、高齢者向けの交通安全教室を開いております。その中で、夜光反射材の着用や、特に国道や道道など交通量の比較的多い道路での乱横断の防止などについてしないように説明し、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○松田委員

あと、先ほどもありましたけれども、痛ましいおたるドリームビーチによる死亡事故から2年が経過しましたが、飲酒運転根絶に向けた取り組みについて市としてどのように取り組んでいるのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）生活安全課長

飲酒運転の根絶に向けてでございますけれども、7月13日の飲酒運転根絶の日には、おたるドリームビーチでの啓発活動を行ったほか、本年は北海道警察音楽隊の協力を得まして、都通りからサンモール一番街での飲酒運転根絶を訴えるパレードとコンサートを実施いたしました。また同日、飲食店に飲酒運転根絶の啓発品の配布を行い協力をお願いしたところでございます。また、毎月13日をめぐり、交通安全指導員を中心といたしまして酒類を販売するスーパーに出向き、駐車場で飲酒運転根絶の啓発活動を行っているところでございます。

○松田委員

今、小樽には海外からの観光客なども大勢来ています。また、レンタカー会社では日本の交通標識の解説書などを作成し配布しているとも聞いています。これからはそういった方々への対策も必要になってくるのではないかと思います。本年の交通事故の発生状況をホームページで見れば、件数でいけば昨年度よりも多い状況になっています。先ほども言いましたが、交通事故は被害者になっても加害者になっても不幸です。ただ、私も運転する一人として心していかなければならないなと思っておりますが、これから日が短くなってきますので本当に一番心していかなければならない時期になっているのではないかなと思います。今こういう日暮れの状況だとかこの交通事故の状況で、ここは少し気をつけたほうがいいのかという部分がありましたら、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）生活安全課長

日が短くなって夕暮れが早くなっている時期、特にこの時期でございますが、皆様の服装を見てもおわかりになるかと思いますけれども、非常に黒っぽい服装、これをされる方がこの時期は目立ちます。特に高齢者の方につきましては、なかなか明るい色の服装というのをしていただけない状況にあります。その中で、前段にもありましたとおり、葬儀へ参列する、またはその葬儀の帰りに事故に遭う高齢者が、実際に死亡事故が発生いたしました。それで、それを受けまして昨今では、特に高齢者だけではなく若い方もひっくるめまして、特に暗い中を歩くときには必ず夜光反射材を一つは身につけて歩いていただけるように、その配布及び交通安全講習会等の中で啓発を進めているところでございます。

○松田委員

とにかく、交通事故対策というのを市だけではなくてやはり官民一体となって行っていかなければなりませんし、また小樽の場合は山坂が多いという特殊な事情もありますので、生活安全課だけではなくてほかの部署との連携も必要になってくると思いますが、今お話を聞いたとおり、日暮れになって葬儀に行く、その服装で目立たなくて事故に遭ったという痛ましい事故もあったと聞きましたから、とにかく私たちが明るい服装で出歩くように、また、かばんに反射材をつけるだとか、やはり誰もが加害者にもならないし被害者にもならないように努力していかなければならないのではないかなというふうに思いますので、今後よろしく願いいたします。

◎小樽こどもの詩（ポエム）コンクールについて

それでは次に、教育委員会の事務の点検及び評価報告書に基づき、教育委員会に質問させていただきます。

学校教育支援室に、小樽こどもの詩（ポエム）コンクールについてお聞かせ願いたいと思います。

これは、平成26年度に始まった小樽こどもの詩（ポエム）コンクールは開催から3年たって応募が3倍になり、学識経験者の鈴木氏も驚いておりました。私も、このコンクールに入賞したポエムを拝見し感動した一人です。3年間でこのように大きく浸透した理由について、お聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

本コンクールは平成26年度から実施しており、当初は全ての小・中学校からの応募はありませんでしたが、27年度の詩集に各学校の応募数を掲載して次年度に向けて啓発を図ったことや、28年度は年度当初から校長会議等で全小・中学校から多くの作品を応募するように働きかけたこと、また3年目となって本コンクールが市内全小・中学校に浸透が図られたことなどから、詩の創作への機運が高まり応募数が増加したと考えております。

○松田委員

◎音読推進事業について

これと付随して、今度は音読推進事業についてお聞きします。

これは、先ほどのポエムは全小・中学校にPRしてこういうふうにしていったということなのですが、音読推進事業については全小・中学校で実施されており、毎日音読に取り組んでいる学校は67.6%となっています。学識経験者の方の意見として、小樽音読カップ参加児童数は校内予選参加者がふえているものの本選参加者は平成25年度のレベルに戻っている、今後のさらなる努力を期待しているとありますが、この点についてはどのように認識されているのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

音読につきましては、平成24年度に「家庭学習は音読から」ということを合い言葉に全市的に取り組みを始め、26年度からは全ての小・中学校において家庭学習で音読に取り組むようになりましたが、家庭学習で毎日音読に取り組むことにつきましては、小学校1年生から中学校3年生まで学習の内容や方法は発達段階に応じたものになりまして、特に中学生の家庭学習につきましては、受験勉強などで自分で学習内容を決めて自主的に学習することが多いという現状がございます。しかしながら、全国学力・学習状況調査の国語Aの結果につきましては小・中学校ともに向上していることや、音読カップの予選参加者数も年々増加しているということは、これまで全市的に音読に取り組んできた成果であると考えておりますので、今後も音読カードテンプレート集の配布や音読カップに向けた取り組みの啓発など、引き続き各学校での音読の取り組みが充実するよう指導してまいりたいと考えております。

○（教育）学校教育支援室長

松田委員から音読カップの参加人数の点についても御質問がありましたので、私からお答えさせていただきたいと思っております。

音読カップを始めた当初は、各学校からの参加応募基準ということで各学年1名ということで、小学校ですけれども、そういうことで応募をしてきました。そうした結果、平成27年度は合計、小・中学校合わせて109名の参加と

いうふうに膨れ上がった状況でありました。そうすると、音読カップの開催が朝 8 時過ぎから午後の 5 時過ぎまでかかるようになりまして、終了時間が遅いとか待ち時間がすごく長くて子供にも負担なのではないかというアンケートの声があったものですから、28年度からは 1・2 年生を対にした、各低・中・高とブロックで参加を促したところでございます。そういったことで必然と参加人数が減少したということでございますので、御理解いただければと思います。

○松田委員

そういう事情があったということはわかりました。今後、でも本当に声を出して読むと、これは大人もそうですけども、声を出して読むということは大変に重要なことですので、今後またさらに頑張ってください、皆さんが本当に本に親しんでいただけるようにしていただきたいというふうに思います。

◎食に関する研修講座について

次に、食に関する研修講座、これは教育委員会の事務の説明の中の16ページに載っていたのですが、食育の推進として学校給食センターを会場として、栄養教諭・栄養士を講師に食に関する実践的なあり方や食物アレルギーの対応など教職員を対象にした講座を開いているということなのですが、これを見ましたら参加者が毎年ふえているにもかかわらず平成28年度は開催しなかったと報告書に載っておりました。なぜ開催されなかったのか、その理由についてお伺いいたします。

○（教育）学校給食センター副所長

教職員を対象とした研修につきましては、平成27年度は学校や小樽市教育研究会から開催依頼があり実施したところでございますが、昨年度は依頼などがなく実施を見送ったところでございます。

なお、今年度につきましては、初任者の教員を対象とした研修などの実施を予定してございます。

○松田委員

◎食育講座の実施について

では、同じく、これは学校栄養教諭や栄養士を講師にやっているということで教職員が対象なのですが、また同じく学校や保護者の依頼に応じて食育講座をやっていると、これも同じく教育委員会の事務のところの35ページに載っており、毎年、食育講座をやっているということなのですが、これについてはいかがでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

学校で行います児童・生徒の食育事業につきましては、昨年度から、校長会を通じまして、これまで行ってまいりました食育事業の内容だとか開催の実績を紹介するなどいたしまして各学校での実施を促す働きかけを行ってございます。今後も食育事業の内容の充実に努めまして、各学校には積極的に実施について働きかけを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○松田委員

毎年、人数もふえているようでありまして、食育というのは大変重要なことでもありますので、これについては進めていただきたいと思います。

◎おたる地域子ども教室について

では次に、生涯学習課にお聞きします。これはおたる地域子ども教室についてでございます。

これは、子供の安心・安全な居場所として地域子ども教室というのがあります。ただ、残念なことに、これは私、毎年質問させていただいているのですが、地域の管理ボランティアの人数や子供のニーズの減少から、実施した学校は増加したものの、イベントによる未実施校へのアプローチ、チラシやポスター等の周知活動を実施したと言いますが、やはり昨年度より平均利用率が下回っております。一昨年の決算特別委員会でも、今後の取り組みとしてボランティアを募集し、それから魅力あるメニューをふやすというふうにしてやっておりましたけれども、実施している学校ではどのようなメニューで行っているのか、実施例についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

魅力あるメニューにつきましては、小樽市ラグビーフットボール協会や小樽小学生バレーボール連盟など各種スポーツ団体や、読み聞かせなどの文化団体の協力を得て、魅力あるメニューをふやしているところであります。

また、今年度においては小樽サッカー協会の協力によりSAMU Soccerを新たなメニューとして取り入れ、魅力あるメニューの増加に努めているところでございます。

○松田委員

それでは、メニューはこのようにやっているということなのですが、参加している、一番大事なのは、その子供たちがどのような反応をしているのか、これがやはり気になる場所なのですが、子供はどのような反応をしているのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

子供の反応につきましては、直接子供に意見を伺ったことはございませんが、ボランティアの方々や学校との打合せなどの意見といたしましては、楽しかった、よかったなどの御意見を伺っているところでございます。

○松田委員

子供たちは喜んでいっているということなのですが、参加者が少なくなったことについて、平成27年度には放課後児童クラブの土曜開設を拡大したことに伴って居場所のない子供が減り、また土曜授業の検討に着手した関係もあり、地域子ども教室をどう生かしていくかということについては、教育委員会の全体の施策とどう調整を図っていくべきか今後検討していきたいというふうに答弁されています。それではどのように調整を図ってきたのか、その点についてお伺いします。

○（教育）生涯学習課長

教育委員会全体の施策とどのように調整を図っていくかにつきましては、検討に着手した土曜授業については、児童・生徒の習い事や部活動、少年団活動の調整など検討課題が多く、実施に向けてはもう少し時間がかかるものと考えております。今後、他市町村の取り組みなどを参考に、地域子ども教室をどのように生かしていくのか、教育委員会全体の施策とどう調整を図っていくべきかを継続して検討してまいりたいと考えております。

○松田委員

先ほど言いましたとおり、学識経験者の意見として、おたる地域子ども教室の利用者数が平成24年度の約半数まで落ち込んだことは憂慮される、利用率も低下傾向を見せており、生徒そのものが減少する中、子ども教室の利用の改善が望まれるというふうに述べています。教育委員会としては30年度までに参加率を10%に設定していこうというふうに目標を決めていますが、達成するまでどのように改善していこうと思っているのか、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

地域子ども教室といたしましては、放課後児童クラブによる居場所の確保や児童・生徒のさまざまな活動により学校として取り組みが難しくなっていることが課題として捉えておりますが、まずは実施校をふやすためにボランティアの確保が必要であるものと考えております。今後も、各種スポーツ団体、文化団体などの協力団体の増加や、PTA、町会などの地域協力なども求め、ボランティアの確保に努めて、イベント活動などを通じて多くの児童参加に結びつけ、目標値の達成に努めてまいりたいと考えております。

○松田委員

ともあれ、地域や学校が連携することは非常に大切なことだと思いますので、目標達成に向けてさらなる御努力をお願いしたいと思います。

○齊藤委員

◎財政運営について

財政運営について伺います。

まず、平成28年度決算については、実質収支が約6億6,300万円ということで7年連続の黒字とある意味強調されておりますけれども、単年度収支、それから実質単年度収支についてはどうなっているのかと。27年度の実質収支の黒字は約19億2,200万円だったわけですから、それから比べますと6億6,300万円というのは、約12億円、非常に損失といいますか実質収支が大幅に減少しているわけですが、この辺についてお示しいただきたいと思えます。

○（財政）財政課長

今の御質問の部分で、単年度収支が12億5,900万円ほど赤字になってしまった要因の部分につきましては、やはり歳入部分のところで臨時財政対策債と、そして地方交付税の部分も含めた実質的な地方交付税の部分が大体8億2,600万円減少しているということもありますし、あとは、地方消費税交付金の部分についても3億2,600万円ぐらゐ減少しております。

収入部分がこういう形で落ちていくにもかかわらず、やはり支出の部分については、例えば一般財源ベースでお話ししますと、後期高齢者の療養給付費の部分の市負担分などにつきましても3億1,000万円ほどふえているとか、あとは税等過誤納金の部分につきましても、前年度比較したら大体1億円弱なのですから、やはり増減とかもございませう。そのほかにも、生活保護費の扶助費の部分につきましても一般財源ベースで大体1億9,900万円ふえているような形にもなっておりまして、やはり歳入状況がなかなか伸びていかない中で歳出のどうしてもかかるような経費、こちらの部分についてどうしても増加していくような傾向等もございませうので、単年度収支の部分が、前々年度は黒字という形になりましたけれども、前年度については12億5,900万円の赤字という形になります。

そのほかに、実質単年度収支の部分について2億9,800万円ほどの赤字という形になるのですが、これにつきましては、実際に本当のその年の単年度収支という形になると実際は12億5,900万円ではなくて、財政調整基金の部分で約9億6,100万円の積み立てという形をしております。これは実際に積み立てという形でなくて、その部分も実際に単年度、それを積まない形であったとしたら実際的な実質単年度収支としてはどうだったのかという形になりますので、その数字においては今回は約2億9,800万円の赤字ということで、平成25年度以来の赤字という形になっております。

○齊藤委員

いや、そんなわかり切った当たり前のことを聞いているわけではないのですよ。12億5,900万円の損失を出したのです。この責任をどうとるのかという話です。要するに、山田元市長や中松前市長時代に、爪に火をともしまでは少しオーバーかもしれないのですが、長年かかって徐々に積み上げてきた、積み重ねてきた、この財政健全化の貴重な19億2,200万円の成果を森井さんは1年できれいさっぱり、言葉は悪いですが、食べ潰したと、そういうことなのです。結局この責任はどうするのですかと、わかり切った話で、今、財政課長が語る述べられた話は、そんなことはみんなわかっているのです。その上で、ではどう責任をとるのかという話です。

○（財政）財政課長

確かに私からする御説明させていただいた部分はあるのですが、やはり一番大きな要素といたしましては、平成27年度決算と28年度決算を比較しますと、国勢調査人口の部分が、22年度国調から27年度国調の人口の測定の部分が変ったことによって実質的な交付税の部分が大きく落ち込んだというのが歳入部分で一番大きな要因だと考えております。そのほかにも、やはり地方消費税交付金の部分につきまして、国の全体の総額としても落ちている部分がございますので、本市の部分としましてもその部分につきましては約3億2,500万円と、二つ合わせますとこの部分だけで、歳入部分でいけば大体12億円落ちている形になりまして、やはりその部分というのは測定単位

のところの人口の部分とか、あと国の全体の消費税の売上げの部分とかの影響などもございますので、一概にはここ 1 年、2 年の財政運営の中でその赤字が拡大したとまでは言い切れないものではないかというふうに考えております。

○齊藤委員

いや、とんでもない放漫財政ですよ、これは。放漫といたって豊かに満ちるほうではないのです。漫然とほつたらかしという意味の放漫です。平成28年度の単年度収支の赤字、今る財政課長が必死に答弁していましたが、要するに、監査委員の審査意見書、この22ページにも載っていますけれども、要するに市税とか交付税とかが大幅に伸びる要素はありますか。むしろ減っているのです。その中で、医療費助成、子育てのその医療費助成の拡大、それからふれあいパスにしたって、第3回定例会でもうあていたらくですよ。そういう状況の中で、さらに社会インフラの整備、財政需要が減る要素なんてないのですよ。ではどうするのですかという話です。みんなわかっているのです、そんなこと。わかった上でどうするかと聞いているのです。その赤字、どんどんどんどん、また来年、再来年とふやして行って、それで小樽市の財政が破綻したらどうするのですか。それに責任を持っているのは今の説明員の皆さんですよ。森井さんはもう無能だということはわかっていますからね。説明員がしっかりしてもらわなければ困るのです。その中でどうするのですか。

○（財政）財政課長

現在の財政運営が今後同様に続いていった場合ということでの御質問かと思いますが、確かに歳入・歳出の状況については年度によってどうしても状況は変わってきますので、仮定というような形のお話になりますけれども、今後の見込みの部分について、やはり臨時財政対策債を含めた実質的な交付税の部分につきましては、平成29年度、今年度なのですけれども、予算とほぼ同額という形で考えております。ただし、ほかの歳入部分については、現時点では予算で算定したときよりも大きくふえるとか大きく減るとか、そういうようなお話は聞いておりませんので、歳入部分についてはそれほど大きく変わらないのではないかとこのように考えております。ただし、歳出の部分につきましては、例年の状況でいけば扶助費等の関係の伸びがございまして、今後とも厳しい財政状況というのはやはり続いていくのではないかなというふうには考えております。

ただし、そのことに対して私たちは漫然と手をこまねいているということではなくて、これから30年度の予算編成方針を皆様にお示しするような形になります。今お話しさせていただいたとおり厳しい財政状況ということはございまして、やはり私たち職員一人一人が、もともとの考え方として最少の経費の中で最大の効果を生み出すということで、そのことは意識しながら、やはり歳入確保はもとより、当然、歳出全般にわたってもスクラップアンドビルドを各原部の中で徹底的に検証していただいた中で、何とかその中でも財政の健全化の取り組みを継続しつつ、そのほかにもやはりどうしてもうちの小樽市の歳入の部分については国とか道の動向に影響を受ける部分がございますので、そちらの動向の部分も注視しながら今後の中長期的な財政運営を図っていかねばならないというふうに考えております。

○齊藤委員

いや、だから今、それをこれから聞いていくのですよ。ことし約12億5,900万円損したのですよ、はっきり言えば、小樽市が。この調子でまた損していけば、平成29年度決算、来年の今ごろ実質収支は8年ぶりに約6億円の赤字になったと新聞に大見出しが出ますよ。この調子でいけば間違いありませんよ。これから6億円の収支改善をどうするのですか、可能なのですか。

○（財政）菊池主幹

これから6億円の収支改善という御質問でありますけれども、まず昨年度公表させていただいた中期財政収支見通しにおいて、昨年度の目標は4億円の収支改善という形で一つめどを公表させていただきました。そちらから御説明をさせていただきます。

その中で、昨年度は平成29年第1回定例会において、歳出で職員給与費、公債費、こういったものの減額補正によって約3億円の収支改善を確保いたしまして、そのほか退職手当債、これは約3億7,000万円の借り入れという形で4億円の収支改善を図られたという形になっております。その後、28年度の決算において、市税の増、扶助費、繰越金など約6億6,300万円の不用額が生じたので、その中で決算剰余金の2分の1を法定積み立てとして財政調整基金へ積み立てたという形になっております。

6億円の収支改善の目標という形でございますけれども、29年度においては、財政調整基金ベースで御説明をさせていただきますと、昨年度、中期財政収支見通しで見込みました年度末の残高を21億4,400万円という形で見込んでおりました。この部分、第3回定例会補正後の基金残高は17億5,000万円という形になっております。昨年度の中期財政収支見通しとの比較では3億9,000万円ほど下回っておりまして、今年度においては今後の予算の執行状況を精査しながら、目標達成に向けて引き続き努力していきたいというふうに考えております。

○齊藤委員

中期財政収支見通しだって、各年度10億円の収支改善が必要になるといっているのですよ。5億円、6億円の不用額、収支改善なら常識的にぎりぎり何とかなるかもしれませんが、10億円ですよ、10億円の桁の収支改善を毎年度やれという、常識におかしいのです、そもそも無理なのです。

財政当局がある意味認めているのですよ、そんなものは難しいという話は。抜本的に、要するに財政健全化計画を新たにきちんと策定してやらなかったら、今のこの現状を続けていったって、もう財政破綻は目に見えていますよ、こんなもの。これからどうするのですか、こんな悠長なことを言っている場合ではないのだから。

さらに、まとめて聞きますが、平成30年度の予算編成も目前ですけども、財政規律をどう考えているのか、財政当局としてこんな、先ほど言ったけれども、放漫財政を野放しにしておいて、こんなことをやったら大変なことになる、しっかり財政規律をどうとるのかと考え方を示していただきたい。それを伺って、もう一点あるので次に行きます。

○（財政）菊池主幹

まず財政健全化計画、こちらから答弁をさせていただきます。

財政健全化計画については、今後の収支を見通すに当たりまして、先ほど財政課長からも答弁がございましたとおり、普通交付税と臨時財政対策債、こちらがことしの見通しで上振れをすることがなく予算どおりという形で、現時点ではプラス要素が見出せていない状況というのは事実でございます。厳しい状況が続くものというふうに考えております。その中で、引き続き健全化に向けた取り組みの継続が必要であるというふうに考えております。財政健全化計画というような形になるかどうかということは、いまだ示すことはできませんが、全庁的に取り組んでいくための指針となるようなものは考えていかなければいけないというふうに認識しております。

○（財政）財政課長

私から、財政規律の部分について御答弁させていただきます。

やはり予算の基本に当たっては、歳入に見合った歳出予算の編成が基本的な考え方となります。それで、その意識を職員全員が認識しながら、やはり全ての事務事業について、その必要性や、そして事務執行の検証などを各部内においても徹底的に議論していただいた上で予算要求をしていただくことによって、そこで財政的な規律が保たれて真の財政健全化に向けた取り組みが進んでいくということを考えております。

○齊藤委員

そんな悠長なことを言っていていいのですかという話です。

◎訴訟関係経費について

訴訟関係経費について、平成27年度と比較して説明してください。3倍になっているのです。今後どういう推移になるかということで、28年度の決算で議会の名誉毀損に対する損害賠償請求の着手金が入っているようすけれ

ども、報酬については29年度に支払うことになるのかと。それから訴訟関係経費、市の財政負担として今決算に出ているわけですが、高島漁港区の観光船事業、今後、損害賠償請求訴訟などが提起された場合に、それこそ森井さんの言動とか失策、これらが原因になって訴訟が起きる可能性があります。また、心配無用などと公言をしているという森井さんですから、裁判の費用は市が負担することになるのかと。損害賠償について市民の血税を使うべきではないというふうに考えますけれども、判断をお示しいただきたいと。

○（総務）総務課長

まとめて御質問がございましたので、多少長くなることを御容赦ください。

まず、平成28年度の決算額ですけれども、これは約164万円になっておりまして、27年度が約53万円ということですので、先ほど委員がおっしゃったように3倍になっているということでございます。

それで、二つ目でございますが、裁判になりますと当然弁護士への支払いが発生するわけでございます。いわゆる裁判の有無が増減の要因になるわけでございますけれども、27年度につきましては市を相手に道路位置指定処分無効確認請求というのがございまして、その裁判を提起されまして、これに係る着手金、顧問弁護士に約53万円払っておりますので、それが27年度の決算のものでございます。

これに対しまして、28年度は今述べた裁判の地裁が結審しまして、相手側が控訴しましたからこれにまた着手金というのが必要になりまして、約27万円を支払ってございます。それから、控訴棄却、それから上告になって、それにさらに棄却になりましたので、その報酬として約106万円を支出いたしました。さらに、今おっしゃった議会名誉毀損の損害賠償請求裁判が11月に提訴されましたので、着手金として約31万円を支出してございます。これらを合わせまして約164万円となったものでございます。

それで、今年度中に報酬を支払うのかということでございますけれども、本年12月13日に結審するというところで聞いてございますので、原告側が控訴しない限り、決着がつけば報酬を支払うということになるかと思えます。金額ですけれども、顧問弁護士とのこれからの協議になりますが、80万から100万円の間ということで見込んでございます。

そして、高島の観光船事業に関して損害賠償になるのではないかというお話でございますけれども、これに関しましては、それが発生するのか、訴訟になるのかは今わからない状況でございますが、あくまでも一般的なお話ということで申し上げますと、市の事務事業による処分が原因で市を相手に提訴された場合は、市として当然対応するということになりますので、裁判費用は市が負担することになるかと思えます。また、同じく市の処分により損害賠償が発生した場合はつきましても市の負担が発生する、市の負担で対応するということになるかと思えます。ただし、はなから個人を相手に提訴されたという場合につきましては、その個人が対応するということになるかと思えます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

共産党に移します。

○酒井（隆裕）委員

◎国民健康保険について

それでは、国民健康保険についてお伺いしたいと思います。

まず、質問に入る段階で前提として市長にお伺いいたしますけれども、国民健康保険に加入している世帯主のその多くは非正規雇用や年金生活者、そして無職の方が多いというふうに言われております。たとえ所得が低くても全ての国民が安心して医療が受けられるようにする、だからこそ社会保障として位置づけられている、言ってみれば

ば公的医療保険のセーフティネットとしての役割を果たしているというふうに私は思っております。こうした社会保障として市長はどのような認識をお持ちか、お伺いいたします。

○市長

国民健康保険に対しての私の認識ということでの御質問かと思えますけれども、以前にもこの点についてお聞きになられたことがあったかと思うのですが、国民健康保険におきましては社会保障という認識は私自身も持っております。これは国民健康保険法第 1 条において、社会保障の向上に寄与することを目的とするということで明記をされておりますので、国民皆保険の中核を担う社会保障制度の一つであるというふうに私自身は認識をしているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

市長が今おっしゃられたように、社会保障なのですね。それを前提としてお伺いしたいと思うのですが、今、監査委員の審査意見書を拝見しながら質問をしているわけでありましてけれども、収納率が現年度部分、そして現年度分プラス滞納繰越分についても連続して向上を続けているというふうに示されております。こうした要因についてどのような要因があるのか、まずお答え願えますでしょうか。

○（医療保険）保険収納課長

収納率向上の要因につきましては、まず一つには口座振替の加入率が上がっていることが要因と考えております。これは、新規に国民健康保険に加入する方が手続に来庁された際、窓口においては口座振替を勧めたり、あと、年一回ダイレクトメールを郵送し口座振替の利用を促したりしたことによるものと考えてございます。

二つ目といたしましては、職員、早期納付督励員、特別徴収員、この三者の連携強化によって収納管理の徹底を図ってきたということが要因であると考えております。新たな滞納者や長期滞納者の発生を抑制するために、早期納付督励員を配置し電話催告を実施しております。また、正規職員は滞納者と接触し生活状況の聞き取りなどをしながら納付計画を立てていただきまして、納付履行状況を管理していき、その一方で、特別徴収員の戸別訪問による集金で着実な納付の習慣化を促すというような取り組みをしてございます。

○酒井（隆裕）委員

収納管理の徹底ということを御説明されたというふうに思いますが、私は先ほどの口座振替などの原因とはまた別に、こうした収納率の向上の裏側にはやはり行き過ぎた徴収指導があるのではないかなというふうに私自身は感じております。適切に徴収されているという認識でよろしいのかどうか、伺いたいと思います。

○（医療保険）保険収納課長

行き過ぎた徴収指導があるのではというような御指摘かと思えますけれども、我々の対応といたしましては、電話ですとか臨戸訪問などによりましてできる限り接触を試みまして納付相談には応じております。その上で、個々の状況を聞きながら適切に対応しているという認識でございます。

○酒井（隆裕）委員

細かい中身については後ほどお伺いしたいと思います。

資料請求をさせていただきました。国民健康保険料年齢階層別未納世帯数と所得階層別未納世帯数ということで、それぞれ資格証明書の世帯数について出していただきました。まずこれについて、滞納世帯数と資格証明書の割合数はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○（医療保険）保険収納課長

平成28年度の全加入世帯数は、延べでいきますと 2 万 2, 163 世帯となっております。そのうち未納がある世帯は延べ 1, 392 世帯となっております。そのうち資格証明書の世帯数につきましては平成28年 9 月時点で 111 世帯となっております。全加入世帯に対する割合としましては、未納がある世帯は約 6. 3%、資格証明書世帯は約 0. 5% となっております。

○酒井（隆裕）委員

それぞれ数字は示していただけたというふうに思いますけれども、資格証明書の発行基準はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○（医療保険）保険収納課長

資格証明書の発行基準でございますけれども、病気や災害など保険料を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず1年間全く納付がない世帯が対象となります。ただし、年齢要件などによって除外される場合もございます。

○酒井（隆裕）委員

特別な事情がない限り1年間全く納付がないということで資格証明書ということでありましてけれども、私はこういった方々一人一人にもやはりそれぞれ事情があるというふうに思うのです。払いたくてもなかなか払うことができない、そもそも相談に応じることができないということになってしまえば、そのまま悪質な滞納者になってしまう、私はこういう実態が裏にあるというふうに思っております。そこで、滞納者の実態をつかんでいるのかという問題であります。低所得者、そして高齢者はどれだけか、お答え願えますでしょうか。

○（医療保険）保険収納課長

平成28年9月時点の数字で申し上げますけれども、資格証明書世帯111世帯のうち、所得が67万円未満のいわゆる低所得の世帯につきましては71世帯、約64%、高齢者ということでいきますと、65歳以上の世帯でいきますと15世帯、約13.5%となっております。

○酒井（隆裕）委員

もともと国民健康保険の加入世帯というのは低所得者が多いということが前々から示されているわけでありましてけれども、こうした滞納世帯についても同様の結果になっているということが改めて示されていると思います。

そこで、質問を変えます。資格証明書世帯に属する中学生以下の子供に対する短期被保険者証の交付状況及び資格証明書世帯に属する高校生等の人数について、これについては従前に法改正なども行われましたけれども、現在は全くないというふうに確認してよろしいかどうか伺います。

○（医療保険）保険収納課長

そのとおりでございます。

本市では、資格証明書世帯に属する18歳以下の方には、有効期間が1年間の通常の保険証を交付しております。

○酒井（隆裕）委員

なぜこのような質問をしたのかといいますと、2009年1月20日、厚生労働省事務連絡、これが現在もなお生きているのかどうかということを知りたいからであります。いかがでしょうか。

○（医療保険）保険収納課長

今、委員がおっしゃられました厚生労働省の事務連絡につきましては現在も生きておりまして、そのとおり取り扱っております。

○酒井（隆裕）委員

それでは、お伺いしたいと思うのですが、国民健康保険法第9条第3項、特別の事情、病気あるいは事業の廃止、このように示されています特別の事情についてはしっかりと配慮されているかどうか、お伺いしたいと思います。

○（医療保険）保険収納課長

今、委員がおっしゃられた特別な事情に関する届出書、こちらが提出された場合には、詳細を確認させていただいた上で特別な事情があると認められた場合は資格証明書の対象から除外するというような、そういった取り扱いをしてございます。

○酒井（隆裕）委員

こうした特別な事情、いきなり聞いてしまうのですけれども、決算年度においてこうした特別な事情が出された人数というのは、現在すぐ出てきますか。

○（医療保険）保険収納課長

申しわけございません。今手元に資料がないものですから記憶でお話しさせていただきますけれども、こういった特別な事情の届出書が出された場合は、市の内部で組織しています審査会で、毎回毎回、資格証明書を発行する前に審査会を開いているのですけれども、そこで審査をしているというような流れになっているのですけれども、決算年度は、私はいなかったものですからあれなのですが、今年度に入ってから1件ほど届け出はあったのですけれども、その書いてある中身につきましてはそういった特別な事情には該当しないということで却下したというような事例はございます。

○酒井（隆裕）委員

突然質問して申しわけないというふうに思うのですけれども、たしかなかったというふうに私も記憶していたものですから聞かせていただきました。

そこでまず、もう一つ確認したいのは、こういった特別な事情が認められた場合というのは、当然、資格証明書の対象にならないということで確認してよろしいかどうか、伺いたいと思います。

○（医療保険）保険収納課長

そのとおりでございます。審査会において特別な事情が認められるという決定がなされた場合には、資格証明書から除外しております。

○酒井（隆裕）委員

却下されたのはどのような原因かというのはそれぞれのプライバシーの問題もありましょうから聞くことはできないと思うのですけれども、例えば失業した場合、それからリストラにより離職した世帯、こうした場合についても特別な事情に類するというふうに確認してよろしいかどうか伺います。

○（医療保険）保険収納課長

単に失業ですとかリストラというだけでは資格証明書の対象からは除外しておりません。そのような方々につきましては、納付誓約をしていただいた上で保険料の一部を納付していただいた場合など、そういった場合には資格証明書の対象から除外するなどの取り扱いをしております。

○酒井（隆裕）委員

現在、特別な事情に関する届出書ということで小樽市でも書類があるわけでありましてけれども、やはりその他市長が特に認める事由がある場合というのがしっかりあるわけですから、こうしたリストラなりそうした職を失うということになった場合においてもしっかりと対応していただきたいと思います。

そこで質問を変えますが、滞納の発生した事由、状況、それから理由について、先ほど納付相談があった場合にはしっかり対応しているというふうにおっしゃられましたけれども、そうした納付相談等に応じているのかどうか、伺いたいと思います。

○（医療保険）保険収納課長

日ごろから十分に納付相談には応じております。資格証明書の更新時期においても、お知らせといたしましよるか予告文書を発送しているのですけれども、その中で納付相談をしていただくように促すことをやっております。

○酒井（隆裕）委員

ここで伺いたいのが、一旦資格証明書になってしまったらその時点でもう相談するということは事実上困難になってしまうのではないかなということが危惧されるのですけれども、いかがでしょうか。

○（医療保険）保険収納課長

私どもも、中には資格証明書になったからなかなか市役所に相談しづらいというような声も聞いたことはあるのですが、そういった方々も、先ほど申しましたけれども、資格証明書を交付する際の文書にも書いてあるとおり、納付相談にはいつでも、いつでもといいたいでしょうか、なるべく応じるようにしておりますので、来ていただければと思っております。

○酒井（隆裕）委員

しっかりと払えるということであれば納付相談に来られると思うのです。だけれども、全く払える見込みがないという状況の中で相談するというのはかなり困難ではないかなと私自身は思っています。

そこでお伺いしたいのが、資格証明書の発行によって滞納者の固定化につながっていないかどうかということにあります。一度資格証明書が発行されてしまったらいつまでも資格証明書のままといいことはないのかどうか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○（医療保険）保険収納課長

確かに資格証明書が継続する方はいらっしゃるのですが、保険料の一部納付などによりまして資格証明書の対象ではなくなるという方も一定程度おります。我々といたしましては、滞納が続かないように接触に努めておりまして、納付相談などによりまして納付につながるように取り組んでまいりたいと思います。

○酒井（隆裕）委員

先ほど事務連絡は生きているのかどうかということでお伺いしましたが、基本的には資格証明書が発行されている方でも、病気になったらしっかりと役所に行って手続をすることによって短期保険証が発行されるというふうな、そういったものがあつたと思いますけれども、そのような認識でよろしいのかどうか、伺いたいと思います。

○（医療保険）保険収納課長

資格証明書を交付する際の通知書にも「緊急に医療が必要となった場合」ということで記載しているのですが、病気などで病院にかかりたいけれども医療費の一時払いが困難だというような申し出があつた場合には、事情を伺った上で緊急的な対応として短期の被保険者証、短期保険証を交付する場合もございます。

○酒井（隆裕）委員

短期保険証は一応もらえるというか、病院にはかかれるということなのですね。このことがどれだけ認識されているのかということについては、その後で聞くのですけれども。国民健康保険法施行規則でも示されているとおり、自立支援医療、育成医療でありますとか更生医療、こうしたものについても取り上げてはならないというふうに表示されていると思いますけれども、こうした点について職員はしっかり理解されているのかどうか、伺いたいと思います。

○（医療保険）保険収納課長

今おっしゃられたものも除外要件の一部でございまして、ほかにもいろいろな除外要件があるのですけれども、そういったものは逐一、職員に職場のミーティング等で周知しておりまして、必要に応じて滞納者に伝えるようにという、そういった取り組みはしてございます。

○酒井（隆裕）委員

ここで聞きたいのが国民健康保険料についてなのですが、税と同じような取り立てになっていないのかどうかということでもあります。決して同じではないというふうに確認したいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（医療保険）保険収納課長

保険料の徴収につきましても、頭ごなしに何の予告もなく滞納処分ですとか資格証明書の交付をしているわけではございません。できる限り滞納者と接触しまして、個々の状況を十分に聞きながら対応してございます。

○酒井（隆裕）委員

国民健康保険料というのは税と同じではないのですね。この辺がしっかりとやはり保たなければならないと私自身も思っています。全国的には、学資保険の解約返戻金でありますとか児童手当も滞納返納に充てさせるという例があったというふうに聞いております。この小樽市においてはそういった例はないと確認してよろしいのかどうか、お伺いしたいと思います。

○（医療保険）保険収納課長

こちら保険収納課におきましては、そういった取り扱いはしておりません。

○酒井（隆裕）委員

あつてはならないのですよね。差し押さえ状況、これについて拝見しておりますけれども、国民健康保険料徴収の根拠となる国税徴収法では、滞納処分は停止要件、この中に「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とされております。こうした「生活を著しく」というところの考え方でよろしいのかどうか、確認したいと思います。

○（医療保険）保険収納課長

おっしゃるとおりでありまして、個々の状況、生活状況ですとか収入状況、そういったことを確認していく中で、例えば多額の債務があったりですとかそういったことがあった場合には、すぐその保険料の納付というのにはならないと思われますので、それで無理やりに徴収するということになると思われまして、生活の窮迫につながると考えておりますので、そこは柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

以前に日本共産党に対して相談がありました。そのときには、実際に小樽市から「借金してでも国保料を払わなければならないのだ」ということを言われたというふうに聞きました。私はすごくショックを受けたのです。実際にこういった借金をしてでも払うべきという事実があったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○（医療保険）保険収納課長

私も委員からそういった話を聞いて少しショックを受けておりまして、そういった言葉は当然かけていないものと考えておりますし、もしそういった捉え方をされたのであれば少し適切ではなかったのかなというふうには考えております。

○酒井（隆裕）委員

実際にそうした方の名前も聞いて、具体的な話も聞いております。こうしたことは本当にやってはならないことなのです。やはりしっかりと納付の相談を行っているというふうにおっしゃっているのですから、そのとおりに進めていただきたいなというふうに私自身も思っております。

ここで、保険証を取り上げること、受診抑制は本当になのかという問題であります。

従前、日本共産党に相談に来られた方の例でありますけれども、二十数年来病院にはかかっていないというふうにおっしゃられました。その方は本州に結局出稼ぎに行くのです。ただそのときに、出稼ぎをして働く際に健康診断が必要だということを、そこのところから言われたと、実際にその資格証明書を持ってといいますか、病院に行ったところ、資格証明書を出したところ、こんなもの全く役に立たないよということでいきなりはねられて、健康診断すら受けられず働くこともできなかったという例が本州であったというふうに聞いております。小樽市の例ではありません。

こうした例もありますし、それから二十数年来病院にかかることもできない、ではその方は本当に健康なのかといたら、自分自身に不調な部分があるというふうにおっしゃられているのですよね。こうした事実がほかにもあるということであればまさに受診抑制そのものだと思うのですけれども、所感について伺いたいと思います。

○（医療保険）保険収納課長

資格証明書での受診につきましては、平成28年9月時点では、先ほど申しました資格証明書世帯111世帯で申し上

げますと受診の回数が10回ということでございます。それで、それがすぐに受診抑制に直結しているかどうかというのは、申しわけありませんけれども、把握してございません。

○酒井（隆裕）委員

111世帯中10回だということであります。これが多いか少ないかというのはわかりません。ただ、先ほど申し上げたような緊急に医療が必要だという場合に短期保険証が発行されるということになれば、この資格証明書での10割負担の受診というのは割合としては下がっていくことになるというふうに私は思うのです。そこで、一般保険者の受診率と資格証明書での受診率、これをぜひ示していただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（医療保険）保険収納課長

申しわけありませんが、今、手元にはございませんけれども、レセプトを点検するなどしまして、一定の資料といたしましょうか、示せばと、検討させていただきたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

ぜひ検討していただきたいと思うのです。こうした資格証明書世帯の中では、再三申し上げているとおり、相談したくても払えないからもう相談しないという方がたくさんいらっしゃるのです。そういった方でもそういった緊急的に短期保険証を用いて受診できるということになれば、そういったことをきっかけにして納付の相談というものを進めることにもつながる、小樽市としても助かることになる、その方にとってもしっかりと生活の再建もできることにつながるかもしれない、そうしたメリットもあると思うのです。ぜひそうした資格証明書での受診率、何かデータも今後において示していただきたいと要望したいと思います。

ここで伺いたいのが、徴収一元化の問題であります。決算年度におきましては、徴収一元化について検討されている段階だというふうに思っております。ただし、先ほど述べたように、税と国民健康保険料というのは別個の問題でありますから丁寧に対応されなければならないと思います。滞納を解消できればよいという姿勢ではなくて、滞納者が抱えた実態をしっかりとともに解決する、こういった立場に立って進めていくことが必要ではないかと思っておりますけれども、お考えを伺いたいと思います。

○（医療保険）保険収納課長

納付相談の際には、先ほども少し申し上げましたが、収支の状況ですとか生活状況などを詳しく聞いて、その中で実態といたしましょうか、例えば先ほども言いましたけれども、多額の債務があった場合にはたるさばを紹介しているですとか、そういったことで適宜対応しております。

○酒井（隆裕）委員

最初にお伺いしたとおり、国民健康保険というのは社会保障なのです。国民健康保険法では社会保障及び国民保健の向上に寄与すると、このように定めているわけであります。徴収一元の名のもとに滞納対策として国民健康保険証を取り上げるということになってしまったら、私は法の趣旨にも反してしまうというふうに思っております。今後においても適切にこうした収納を行っていく、そしてしっかりとした相談もっていただいて、こうした資格証明書発行世帯をゼロにできるように取り組んでいただきたいというふうに要望して、私からは終わります。

○小貫委員

◎後期高齢者医療費について

まず、後期高齢者医療費、先ほど斉藤委員から質問がありまして、その一つとして挙げられていましたけれども、この後期高齢者医療給付費の平成24年度からの5年間の決算額について示してください。

○（財政）財政課長

後期高齢者医療費の平成24年度からの5年間の決算額につきましては、24年度は約19億4,769万円、25年度、約18億7,322万6,000円、26年度、約19億4,539万7,000円、27年度、約18億9,093万8,000円、28年度、約22億424万3,000

円となっております。

○小貫委員

平成28年度は結構大幅に上がっているということだと思いますけれども、それでは後期高齢者医療給付費の5年間の基準財政需要額への算入額と決算額の差を示してください。それと同時に、基準財政需要額算定の単位費用と測定単位についても説明してください。

○（財政）財政課長

後期高齢者医療給付費の交付税算入額と決算額との差につきましては、平成24年度から順番に説明させていただきます。24年度交付税算入額は約15億6,699万2,000円、そして決算との差額はマイナス約3億8,069万8,000円、同じく25年度交付税算入額は約16億5,690万2,000円で、決算との差額はマイナス約2億1,632万4,000円、26年度交付税算入額は約17億2,968万6,000円、決算との差額はマイナス約2億1,571万1,000円、27年度交付税算入額は約17億7,250万円、決算との差額はマイナス約1億1,843万8,000円、そして28年度交付税算入額は約17億7,464万円で、決算との差額はマイナス約4億2,960万3,000円となっております。

そして、あわせて需用額に算定されている単位費用と測定単位の部分につきましては、交付税における後期高齢者医療給付費の標準団体の行政規模における額が、28年度では12億4,385万8,000円となっております。また、国が定める標準団体としての行政規模を75歳以上人口では1万5,000人と規定しております。測定単位としては、22年国勢調査における本市の75歳以上人口となりますので、こちらの人口が2万1,407人でありますことから、それを割り返した額が約8万2,900円となりまして、これが28年度の1人当たりの単位費用となります。

○小貫委員

今、平成22年の国勢調査という話でしたけれども、これは28年度も同様に22年の国勢調査ということなのでしょうか。

○（財政）財政課長

平成24年度の交付税算入から28年度までは、22年国勢調査の数値を使っております。29年度の交付税算定から27年国勢調査の数値という形になります。

○小貫委員

それで、毎年度2億円から、少ないときは1億2,000万円ぐらいがありましたけれども、大体2億円前後、28年度にしてみても4億円も国からお金が来てないと、それは赤字になるよねというところですよ。私は、本当に国の責任というのは重要だなというふうに今思っていますけれども、何でこんな差が生まれるのか説明してください。

○（財政）財政課長

後期高齢者医療給付費における療養給付費市負担分につきましては、普通交付税は標準的な団体をもとに算定された単位費用をベースに措置されております。よって、本市においては、その単位費用の額では療養給付費の市負担分が賄えていないということがその原因となっております。

○小貫委員

それで、当たり前のことを聞きますけれども、この差額については何か補填があるのか、丸々市の負担ということになっているのか、どうでしょうか。

○（財政）財政課長

現状では補填等はありませんので、市の負担となっております。

○小貫委員

やはり国が示している積算内容が現実と合っていないと、これで市としてこの間の財政への影響をどう考えているのか示していただきたいのですけれども、またそれと、このことへの今後の対応についてはどうしていくのか、示してください。

○（財政）財政課長

先ほど交付税算入額と決算に差があることは御答弁させていただいたとおり、市の財政への影響は非常に大きいというふうに考えております。私どもといたしましても、交付税における基準財政需要額の算入額と市負担分に乖離が生じていることから、より実態に即した基準財政需要額の算定となるように単位費用の増額などを含めて検討してほしいと、地方交付税法第17条の4に基づく交付税の額の算定に関する意見申出書を道を経由して提出しております。

○小貫委員

その地方交付税法上の意見については他都市でもこの問題を上げているらしいのですけれども、それで上げて変えていただけたらと思いますか、どうですか。

○（財政）財政課長

今回の意見申出書につきましては、本年8月に道庁に提出をさせていただいております。先ほど小貫委員の言われたとおり、恐らく他市町村でも同様にここの部分で実際の医療費と交付税措置額が乖離しているような市町村も多くあるかと思えます。また、市町村によっては医療費の部分が国の想定よりも少なく、逆にプラスに働いているところも恐らくあるのだと思います。ただ、私たちも、このように実際の交付税額との乖離の出ている部分につきましては、今後とも国に要請していくとともに、そのような御意見等が他の市町村とかからも多く寄せられていけば、それによって国でも何らかの対応の変化ということも考えられますので、今後も継続的に要望はしてまいりたいと考えております。

○小貫委員

それで、平成29年度、今年度はどうなのかというのも一つ不安なのですが、今年度の単位費用はどうなっているのか、また基準財政需要額に算入される額は幾らなのか、その結果、今年度はどの程度乖離すると考えているのか、この辺をお示してください。

○（財政）財政課長

平成29年度の単位費用の部分につきましては、おおむね7万5,100円ぐらいになるというふうに考えております。先ほど28年度の単位費用を8万2,900円としていることから、比較すると単位費用としてはマイナス7,800円という形になります。実際に基準財政需要額に算入される額につきましては、計算しますと約17億1,258万円という形になります。29年度につきましては、今後、増減等の補正等も考えられますが、現状ですが現計予算21億9,147万8,000円、これとの比較でいきますと、現計予算が仮に決算額という形で考えた場合については、4億7,800万円ほど乖離する可能性があるというふうに考えております。

○小貫委員

やはりこの問題は、市単独でそうやって意見を出すというだけではなくて、ほかの市町村との連携も必要になってくると思うし、場合によってはこの精算制ということも導入できないのか、その辺はどうなのでしょう。

○（財政）財政課長

精算制の導入に当たっては、現在、国としても国全体としてこの部分については交付税として措置している現状なので、すぐに精算制の話になっていくというのは少し難しいのではないかと考えておりますが、いずれにいたしましても過不足なく措置していただけるように、今後も交付税の部分については意見申出書で私たちが粘り強く提出していきたいというふうにも思っておりますし、あと、現在、総務省でも経済・財政一体改革推進委員会というところで医療費とか介護に係る地方交付税措置等の検討も、本年の3月ごろにもワーキンググループなどが開かれて検討も進んでいるようですので、これらの国の動きなどに注視しながら考えていきたいと思っております。

○小貫委員

◎社会資本整備総合交付金について

次に行きます。まず、社会資本整備総合交付金なのですけれども、これの平成27年度と28年度についての計画番号においてどういう決算状況なのか、道路の部分について説明してください。

○（建設）建設事業課長

まず、平成27年度と28年度の計画番号の内訳についてですけれども、まず計画番号25番につきましては橋梁長寿命化事業と橋梁点検事業、これは27年度、28年度、同じ事業でございます。

あと、計画番号26番につきましては、これも27年度、28年度、同様の事業ですけれども、ロードヒーティング更新事業と除雪機械の購入、あと道路ストック、照明、標識などの道路附属物やトンネル擁壁補装などが該当しますけれども、道路ストック更新事業の3事業を行っております。

あと、本市でやっているのが計画番号の28番ですけれども、これは北海道新幹線駅周辺のまちづくり計画を27年度に行いましたが、この計画につきましては28年度は計画番号29に移行したものですから、28年度の事業はありません。

続きまして、計画番号29番でございますけれども、27年度は除雪事業と公共施設除雪の2事業で、28年度はこの2事業に加えて、移行しました北海道新幹線まちづくり計画の事業を行っております。

○小貫委員

平成28年度で計画番号28で申請しなくなった理由について、そのまちづくりの計画ですけれども、説明してください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

当初の私どもの整理の中では、計画番号28番、これの効果促進事業ということで整理してございましたけれども、平成28年度分につきましては、国から整備促進事業の位置づけについて見直し・再精査がなされまして、それに基づきまして計画番号29番に振りかえまして、整理、申請したものでございます。

○小貫委員

ただ、社会資本整備総合交付金は計画に基づいて交付されると思いますので、なぜ途中で計画が変わったのか、その理由は何なのか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

当初、計画番号28番でやったときの基幹事業というのが高速道路の西インターの関係の部分の基幹事業ということで位置づけておりましたけれども、平成28年度分、計画番号29で申請した際には、小樽環状線、これを基幹事業に位置づけるということで整理がなされたので、このような変更になったところでございます。

○小貫委員

そうしたら、計画は変わらずに関係なくそうやって変えられるということだと思いますけれども、平成27年度と28年度と比較して計画番号26と計画番号28、29の決算の減少率について示してください。

○（建設）建設事業課長

計画番号26番についてですけれども、国費ベースでいけば37.07%の減でございます。

計画番号28の減少率につきましては、北海道新幹線の周辺まちづくり計画が平成28年度から計画番号29に移行したものですから、減少率は算出できませんが、計画番号29にまちづくりの計画を含めた形で減少率を算出いたしますと46.33%の減少でございます。

○小貫委員

計画番号29のほうが、減少率の幅が大きい理由は何ですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

計画番号29番でございますけれども、これの減少率が大きいということでございますが、社会資本総合整備計画の計画番号29番につきましては、国費ベースの内示額でございますけれども、平成27年度はほぼ市の要望どおりでございましたの対しまして、28年度は要望額のほぼ50%が国費として内示されております。29番パッケージの国費はこのように減少しておりますが、これはあくまでも市の要望に対する国の内示額でございますので、この中の29番パッケージの大きな額を占めます除雪費に関しましては、国から特にこの原因については聞いておりません。

○小貫委員

それで、除雪費の過去5年間の決算額と一般財源額の比率について示してください。

○（建設）雪対策第 1 課長

平成24年度から28年度の決算額または決算見込み額と、そのうちの一般財源額と、この一般財源額を決算額または決算見込み額で割った比率を年度ごとにお答えいたします。24年度は、決算額が約14億9,860万円、そのうち一般財源額は約13億2,419万円、比率は0.88。25年度は、決算額が約15億6,325万円、そのうち一般財源は約14億1,040万円、比率は0.90。26年度は、決算額が約17億1,032万円、そのうち一般財源は約14億1,678万円、比率は0.83。27年度は、決算額が約12億4,117万円、そのうち一般財源額は約10億4,389万円、比率は0.84。28年度は、決算見込み額は約13億5,490万円、そのうち一般財源は約12億2,782万円、比率は0.91でございます。

○小貫委員

平成28年度のほうが一般財源を投入している率が高いのですけれども、それでこの国庫補助がなぜ28年度は減少したのか、説明してください。

○（建設）雪対策第 1 課長

先ほどの答弁と重なりますけれども、平成27年度、28年度に比べますと、27年度におきましては市の要望額がほぼ満額、国庫補助の内示を受けておりますが、28年度につきましては市の要望に対して約半分でございました。この理由につきましては、除雪関連のことについてこのような形で50%減ったことについては、国等から情報等は知らされてはおりません。

○小貫委員

しかし、知らされてはいないとはいえ、もう半分に減らされてしまったら困るのは私たち市のほうなので、その辺は確認するすべというのはないのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

市の窓口、市が国庫補助の要請をする窓口は北海道でありますので、北海道に確認してみたいと思います。

○小貫委員

いや、次に出すときに同じような出し方でまた減らされたのだったら困るから、きちんとなぜ減らされたのか確認していかないと次に申請するときに困るのではないかなと思います。

それで、この交付金の全体としての計画の進捗状況や成果は各部で判断するということになるのですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

交付金の全体ということですが、内示額等は今お話があったように国の方針ですとか財政状況によって定まってくるという状況ですので、なかなか全体としての進捗状況、成果というものの判断は難しいのですけれども、各個別の計画につきましては各部で判断しているということで理解しております。

○小貫委員

◎決算審査意見書について

それで、少し質問は変わるのでございますけれども、最後に決算審査意見書について監査委員にお聞きしたいと思いますけれども、決算審査意見書のまず本市を取り巻く状況について、これを読み上げてください。

○監査委員事務局次長

今、小貫委員からありました決算審査意見書の一般会計・特別会計なのですが、これの22ページに「第9意見」というのがありまして、こちらの4段落目を読ませさせていただきます。

「本市を取り巻く状況は、人口減少による税収の減少が懸念されるとともに、少子高齢化の進行による社会保障費などの増加も予想されるため、安定した財政基盤の確立に向け、今後とも市税収入をはじめとする自主財源の確保や滞納繰越分を含めた各種債権の早期回収などに努められることが肝要であると考えます」

○小貫委員

それで、結局この自主財源の確保ということを述べられているのですが、自主財源比率を引き上げていくことは当然なのですが、同じく意見書の6ページにあるように依存財源が8億6,000万円減っていると、額という面で言えば、地方交付税、国庫支出金など歳出に見合う歳入総額の確保が必要ではないかと思っておりますけれども、これについて監査委員の意見、一人しかきょうはいませんので、お伺いしたいと思います。

○前田監査委員

小貫委員の御質問にお答えいたします。

自主財源の確保についてということでございます。自主財源の多寡は行政活動の自主性・安定性を確保するかどうかの尺度となるものですので、できる限り確保に努めることが肝要であることから記載したものであり、もちろん地方交付税を初めとする依存財源についても確保は必要と考えております。

○小貫委員

小樽市の財政を見ても、平成28年度は前年度比で自主財源で約16億円ふえていると。その一方で依存財源が約8億6,200万円減っていると。結局、お金として総額でふえていかないと意味がないと私は思います。

それで、この意見書について少し私がいだけないなと思うのは、社会保障費の増額について、社会保障費の増加も予想されると言っているのですが、これは国の責任を、放棄を迫認する形なのですよ。先ほど公明党の斉藤委員からいろいろありましたけれども、国でそういう負担を強いておいて、あとは地方で頑張れというのは少しあんまりだろうと、地方交付税の増額も、先ほど監査委員からあったように、これについても触れられていないということで、やはり地方の財源確保のためにも地方交付税の増額、とりわけ交付税の法定率の引き上げが私は重要ではないかと思うのですが、監査委員の御意見をお伺いしたいと思います。

○前田監査委員

交付税の法定率の引き上げが重要ではないかという御質問でありますけれども、交付税の法定率の引き上げについては交付税の財源確保の問題であると認識いたしますが、地方交付税については本市の財政需要に見合った交付が望まれると考えております。ただ、なかなかそうは実際はならないのでありますけれども、望ましいということです。

○小貫委員

増加したほうがいいという考えだというふうには受け取りましたけれども、そういう面では、ついこの間の選挙で自民党が大勝しましたので、ぜひ自民党にも上げていただきたいなという要望だけ述べまして、私の質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。